

第十九回 参議院農林委員會會議錄第二十六号

(五八五)

昭和二十九年四月十九日(月曜日)午後一時五十一分開会

委員の異動

四月十五日委員白波瀬米吉君辞任につき、その補欠として、重政庸徳君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
清澤 俊英君
戸叶 武君

委員

川口爲之助君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
関根 久蔵君
横川 信夫君
北 勝太郎君
河野 謙三君
江田 三郎君
河合 義一君
松永 義雄君
松浦 定義君
鈴木 一君
鈴木 強平君

國務大臣

農林大臣 保利 茂君
通商産業大臣 愛知 揆一君

政府委員

農林省農林局長 小倉 武一君
農林省畜産局長 大坪 藤市君
農林省蚕糸局長 寺内 祥一君
林野庁長官 柴田 榮君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君
常任委員 吉岡千代三君

説明員

通商産業省 榑手 操六君
輕工業局局長 榑手 操六君
學肥料部長 榑手 操六君

本日の會議に付した事件

○本委員會の運営に関する件
○農林政策に関する調査の件
○疏安の生産費に関する資料要求に
関する件

(糖業に関する件)

(参考人の出頭に関する件)

○国有林野法等の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○酪農振興法案(内閣送付)

○委員長(片柳眞吉君) それでは只今
から農林委員會を開会いたします。

先ほどの委員長理事の打合せにおき
まして、お手許にお配りしましたよう
な今週中の日程の御相談ができました
ので御了承をお願いいたします。なお
理事の打合せの結果は、保安林整備
臨時措置法案、国有林野法等の一部を
改正する法律案、この二法案につきま

しては衆議院の議決も済んでおります
ので、できるだけ今週中に討論採決に
入りたい、かようなふうに決定いたし
ましたので、これ又御了承をお願い
いたします。

なお本日の議案であります疏安の
生産費に関する事項につきましては、
政府から御要求がありますれば、秘密
会として審議をして行きたいというふ
うに決定しておりますので御了承を願
いたいと思ひます。

それから次に御了承を願いたい事項
であります。かねて外務委員會に
対して、農産物の購入に関する日本国
とアメリカ合衆国との間の協定の締結
について承認を求めるとの件及び経済的
措置に関する日本国とアメリカ合衆国
との間の協定の締結について承認を求
めるの件に關して連合審査を申入れて
おきました。右審査は、明日午前十
時から大蔵委員會、内閣委員會をも加
えて行われることになりましたから御
了承願ひます。

次に、かねてから問題になつており
ます疏安の生産原価の件につきまし
て、愛知通商産業大臣及び保利農林大
臣から発言を求められております。か
ら御聴取を願ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 疏安の製造
原価の問題につきましては、過日參議院
議長より當農林委員會からの御依頼と
して資料の御要求がございました。こ
れに對しましては、すでに御承知の通
り四月六日付を以て御回答を申上げた
次第でございますが、その回答のみで

は、私どもの意のありまるところを
十分お汲み取り願ひにあらない虞れも
あります。且つ又本會議におきま
して江田委員より本件につきまして緊
急質問があり、更に議院運営委員會に
おきまして、本件につきましての御
質疑を受け、お答えをいたしましたよう
な次第でございますが、これらを通じま
して、私どもの申し足りない点もある
ように思ひますので、本日特に発言
の機会をお与え下さるようお願いいた
しました次第でございます。この御要
求のございました資料の中で、疏安會
社の生産能力及び生産実績につきまし
ては、これを御提出申上げたのであり
ますが、各社の製造原価に関する資
料につきましては、本委員會におきま
して担当官より申上げておりますこと
とく、又四月十六日の參議院議院運営
委員會におきまして詳細申上げた
ように、法律の権限等に基きまして関
係の会社より提出せしめ、或いは通産
省等におきまして、例えは省議を以て
妥當なりと結論を出しましたような原
価についての正式の資料は持合せてお
りませんでしたが、その旨を御回答
申上げた次第でございます。ただ、事
務當局におきましては、現状を基礎と
いたしまして、各種の資料によりまし
て全体的平均的原価の推算は可能で
あります。且つ又これを事務上の
参考ともいたしておりますので、こ
の分につきましては、懇談会等の席上
を借りまして、篤と御説明申上げるこ
とを適當と考えたのでございます。從

いまして、その旨を前申しました回答
の中に希望として申添えたような次第
であつたわけであり。なお、各社
よりその製造原価に関する資料の提出
がないと申しまして、少くとも開
発銀行に對して合理化資金の推薦等
をいたします場合、当該会社からは
製造原価に関する資料の提出があるの
ではないかという疑いがあるうかと
存じます。これにつきましても、
本委員會で担当官から申上げておりま
す通り、又過日議院運営委員會でも
申上げましたように、開發銀行への融
資申請はすべて当該会社より直接開發
銀行へなされるのでございまして、通
産省を経由いたしてはおりませんので、
それに関する資料は通産省へは提出さ
れておりませんし、又安しのようなもの
もつていないのが現状でございます。
併しながら、通産省におきましては、
側面的ではございしますが、その融資の
推薦をいたします関係上、それらの会
社、例えは昭和二十八年度については
融資を受けることになりました六つの
会社の該年度の工場につきまして、その
合理化効果を推算いたしますため、
我々の知り得ます現状の各種資料と
事務當局の長年の経験的知識等から、
それらの工場の現状、製造原価を推算
することが可能でございますし、現に
又これを参考として融資の推薦等を
いたした次第でございます。この種の我
々の推算いたしましたような資料で
ございすならば、これは研究いたしま
して、事務當局より何ときでも御説明

申上げる用意をいたしましたのであります。が、先ほども申し上げました通り、これは飽くまで我々の手許において推算をいたしましたものでありますので、会社の名前等を具体的に挙げますことはお許しを願いたいと存するのでございます。さうな関係でございます。そのので、当委員会におきまして、それらの関係を諒とせられまして、適当な方法によりまして御説明を申上げ、又御質疑にお答えいたすような機会をお取計らいをお願い申上げたい、かように考えておる次第でございます。

○委員長(片柳眞吉君) 農林大臣から只今のところ特段の御発言もないとのことでございますから、御質疑があれば御質疑を願います。

○戸叶武君 適当な手段によつて発表するというのは秘密会を意味するわけですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほど御説明申上げましたような次第でございますから、これは秘密会と申しますか、委員のかたちだけに御説明申上げ、御質疑にお答えするようにさせて頂きたいというのが我々の希望でございます。

○委員長(片柳眞吉君) 只今の通産大臣の御趣旨は秘密会というふうに了解いたしましたして、秘密会にすることに御異議ございませんか。

○委員(片柳眞吉君) 御異議ないと思つて、それでは只今から秘密会に入ります。国会議員、政府関係者、事務担当者及び議員秘書以外は御退場を願います。

午後二時二分秘密会に入る

○委員長(片柳眞吉君) 只今から秘密会を開きます。なお只今からの秘密会

の記録中生産費の数字に関する事項につきましては、国会法第六十三条により特に秘密を要するものとして、これを公表しないことにいたしました。存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと思つて、決定いたします。

○河野謙三君 通産大臣、農林大臣、特に通産大臣に私は先ず最初に、少し意見も入りますけれども……肥料行政が今のようになつて行かないのは、根本は肥料行政の二元化にあるわけですから、せめて現行の通産、農林両省によつての肥料行政をスムーズに運ぶためには、両省の事務当局にこの行政を任せると非常に危険がある。農林省は徒らに農民の味方をする、通産省は徒らに肥料メーカーの利益擁護に走る、これが現実です。これを通産、農林両大臣が、大臣として大所高所からこの肥料行政を進めるといふ形になければいかんと思つて、然るに今愛知通産大臣のお話を聞きますと、事務当局の説明そのままであつて、事務当局の考え方を一歩も出ていない。あなた

の人格から言つて、さうなことを私は考えませんけれども、どうも通産大臣は事務当局と同様にメーカーの利益を如何にして擁護するか、それがためには如何なる犠牲もあえて辞さないといふことに私は受取らざるを得ない。今開発銀行の融資の問題にしても、我がのほうはタッチしていない、ただ一

応参考にとつていふという程度でございますが、それは形式論でありまして、実情は通産省がこれを検討しなくして開発銀行に行くわけがありません。そのくらのことは我々役所の行政を知らなくてもちゃんと知つています。それを通産大臣が知らんとすれば、通産大臣に事務当局がその書類の説明を意図しているものであつて、又あなたがそれを聞こうとしないのであつて、私はさういふ今の御説明のようなことは絶対事実と相反すると思つて、それからこの機会に伺いたしたいのですが、今法律によつて生産費を調査する権能がないとおつしやいますけれども、やううとすればあるのじやないかと思つて、物調法はまだ生きてゐるのじやないのですか。

確かに審議庁の中にあつて二、三人の人がやつてゐるのじやないかと思つて、この法律はまだ生きてゐるのじやないかと思つて、これは私の間違いかも知れませんが、根拠法は強いて言へば私はあると思つて、これだけの大法案を出して、政府みずから積極的にあらゆる手段方法を以て一応政府が知り得る生産費を把握するといふことは、提案された政府の責任であると思つて、それを議会のほうから請求されて、而も今頃まだ確たるものを持つていない、政府の責任において説明できるようなものを持つていない、このういふことではないのでしょうか、この点を先ず大臣としての御答弁を伺いた

い。

○國務大臣(愛知揆一君) 先ず第一点でございますが、これは私も従来の経緯を相当知つておるつもりでございます。御承知のように終戦後復興金融庫ができました、その復金から、例え

ば疎安の關係の資金、その他の国家的に重要な事業に対する資金を供給するといふことになりましたときに、復興金融庫という一つの立派な機關ができたにかかわらず、關係各省が、あ

かも予算の査定の上で感して、殆んど復興金融庫というものは、素通りの、何と言ひますか、金の番人であるといふやうな恰好になるために、これに對しては非常に批判が起りました。さういふ關係から開発銀行創立の際には、どこにどういふ金を貸すかといふやうな責任については、開発銀行の自主的な判断に任ずることになつた、こゝういふやうな経過もござ

ました關係で、先ほど御説明申上げましたように、疎安の關係の資金について通産省が仔細にこれを検討し、会社からも資料をとつて、さうしてこれに對して融資をしつていふやうな意味での開発銀行への連絡といふものはして

らないのであります。先ほど申上げた通り、融資をどの会社に対してどのくらいするか、或いはその他の融資としての調査といふやうなことは、全部これは開発銀行が指導的に、又全責任を持つてやるということに相成つてゐるわけでございます。それから第

二に、只今お尋ねの物調法は、私の理解するところでは、これは効力を失つてゐると思ひます。なお物調令といふやうなものが或いは法律的に存続してゐるかも知れませんが、物調法に關する限り、たしかこれはすでにな

くなつてゐるものと考えております。

○河野謙三君 私の申しましたのは間違ひでございしましたが、物調法でなく物調令で、經濟審議庁が何かに幾らか残骸だけは残つてゐるのじやないで

すか、でありますから、これを生かそうと思へば、私は方法はあるのじやないか、こゝういふことを私は申上げるのであります。それから前の問題ですが、私は決して暴露しようなどという、さういふ下等なことは考えませんが、これは秘密会でありまして、通産大臣はもととゞくばらんにお話になつたらいいじやないですか。開発銀行は例へば六社だけが行くわけではなく、たくさん

の会社がそれ、融資の申込をするわけですから、その場合に開発銀行にはそれ、スタッフもいるでし

やうけれども、より以上それらの原価計算についての経験者を持つてゐるところの通産省がこれを見て、これに對しての或る助言をするといふことは、これは現にやつてゐることです。やらんとは私は絶対に言ひませんが、やつてゐることです。ただ私はこの誰が、いつどこで、どういふやうな、變な暴露みたいなことはいいたしません。いたしません、これは当然やらなければならん、これは通産省の義務でないかも知れないけれども、当然通産省として積極的にこれは開発銀行に向つて助言すべきもので、それを出さなければ別問題として、さういふ事は通産省の中にあるし、現にその製造会社は通産省に通つておるじやありませんか。いろ／＼開発銀行の斡旋をお願ひしたい、私のほうはこれ／＼の仕事をするのだが、これ／＼ででき

るのだといふことをやつておるのです。それを私はお隠しになるということとは、どうも大臣が先ほど前提として申上げました事務当局と同じように、通産省はたまたメーカーの利益を擁護すればいいのだ、こゝういふことであつ

た、でありますから、これを生かそうと思へば、私は方法はあるのじやないか、こゝういふことを私は申上げるのであります。それから前の問題ですが、私は決して暴露しようなどという、さういふ下等なことは考えませんが、これは秘密会でありまして、通産大臣はもととゞくばらんにお話になつたらいいじやないですか。開発銀行は例へば六社だけが行くわけではなく、たくさん

の会社がそれ、融資の申込をするわけですから、その場合に開発銀行にはそれ、スタッフもいるでし

やうけれども、より以上それらの原価計算についての経験者を持つてゐるところの通産省がこれを見て、これに對しての或る助言をするといふことは、これは現にやつてゐることです。やらんとは私は絶対に言ひませんが、やつてゐることです。ただ私はこの誰が、いつどこで、どういふやうな、變な暴露みたいなことはいいたしません。いたしません、これは当然やらなければならん、これは通産省の義務でないかも知れないけれども、当然通産省として積極的にこれは開発銀行に向つて助言すべきもので、それを出さなければ別問題として、さういふ事は通産省の中にあるし、現にその製造会社は通産省に通つておるじやありませんか。いろ／＼開発銀行の斡旋をお願ひしたい、私のほうはこれ／＼の仕事をするのだが、これ／＼ででき

るのだといふことをやつておるのです。それを私はお隠しになるということとは、どうも大臣が先ほど前提として申上げました事務当局と同じように、通産省はたまたメーカーの利益を擁護すればいいのだ、こゝういふことであつ

た、でありますから、これを生かそうと思へば、私は方法はあるのじやないか、こゝういふことを私は申上げるのであります。それから前の問題ですが、私は決して暴露しようなどという、さういふ下等なことは考えませんが、これは秘密会でありまして、通産大臣はもととゞくばらんにお話になつたらいいじやないですか。開発銀行は例へば六社だけが行くわけではなく、たくさん

の会社がそれ、融資の申込をするわけですから、その場合に開発銀行にはそれ、スタッフもいるでし

やうけれども、より以上それらの原価計算についての経験者を持つてゐるところの通産省がこれを見て、これに對しての或る助言をするといふことは、これは現にやつてゐることです。やらんとは私は絶対に言ひませんが、やつてゐることです。ただ私はこの誰が、いつどこで、どういふやうな、變な暴露みたいなことはいいたしません。いたしません、これは当然やらなければならん、これは通産省の義務でないかも知れないけれども、当然通産省として積極的にこれは開発銀行に向つて助言すべきもので、それを出さなければ別問題として、さういふ事は通産省の中にあるし、現にその製造会社は通産省に通つておるじやありませんか。いろ／＼開発銀行の斡旋をお願ひしたい、私のほうはこれ／＼の仕事をするのだが、これ／＼ででき

るのだといふことをやつておるのです。それを私はお隠しになるということとは、どうも大臣が先ほど前提として申上げました事務当局と同じように、通産省はたまたメーカーの利益を擁護すればいいのだ、こゝういふことであつ

た、でありますから、これを生かそうと思へば、私は方法はあるのじやないか、こゝういふことを私は申上げるのであります。それから前の問題ですが、私は決して暴露しようなどという、さういふ下等なことは考えませんが、これは秘密会でありまして、通産大臣はもととゞくばらんにお話になつたらいいじやないですか。開発銀行は例へば六社だけが行くわけではなく、たくさん

の会社がそれ、融資の申込をするわけですから、その場合に開発銀行にはそれ、スタッフもいるでし

やうけれども、より以上それらの原価計算についての経験者を持つてゐるところの通産省がこれを見て、これに對しての或る助言をするといふことは、これは現にやつてゐることです。やらんとは私は絶対に言ひませんが、やつてゐることです。ただ私はこの誰が、いつどこで、どういふやうな、變な暴露みたいなことはいいたしません。いたしません、これは当然やらなければならん、これは通産省の義務でないかも知れないけれども、当然通産省として積極的にこれは開発銀行に向つて助言すべきもので、それを出さなければ別問題として、さういふ事は通産省の中にあるし、現にその製造会社は通産省に通つておるじやありませんか。いろ／＼開発銀行の斡旋をお願ひしたい、私のほうはこれ／＼の仕事をするのだが、これ／＼ででき

るのだといふことをやつておるのです。それを私はお隠しになるということとは、どうも大臣が先ほど前提として申上げました事務当局と同じように、通産省はたまたメーカーの利益を擁護すればいいのだ、こゝういふことであつ

ては私にはならないと思う。それならば肥料行政について根本問題の二法案よりも前提の肥料の一元化を考えなければ、どんな法律を作つても駄目だ、こういうようなことについての御見解を私はもう一遍伺いたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) 別に私も隠して何もしておるわけではありませんが、これは秘密会ですから、私もごつくばらんに私の感想を申し上げたいと思うのでありますが、この通産省でやつておるところのいわゆる融資の推薦と申しますか、私は率直に申し上げます、これは実に無力なものだと、私今回通産省へ行つてみましてからも痛感いたしました。

。それから他の機会にも問題になつたようでございますが、融資を開発銀行に求めます場合に、関係の会社がその写しを数通作つて、これを通産省のほうに出しておるはずだ、これは恐らく復金当時の慣行ではないかと思うのであります、私もこれは私一個の立場において調査をいたしました、現在にはさうな事例はないのであります。従つて隠して立てをしておるわけではございませんで、こういうやり方がよいとか、悪いとかという御批判は非常にあると思ひます。私も考えなければならぬ点もあるかと思ひますが、私の申上げておるものは、事実ありのまゝを申上げておるのでありますから、その点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○河野謙三君 私は、愛知通産大臣の言明を疑ひたくはありません。私は先ほど申し上げましたように、非常にあな

たの人格というものは前から直接触れて尊敬しておりますから、疑ひたくはありませんけれども、あなた自身は立会つてもおられないし、又肥料行政についての通産省の担当の部面についての詳細を極めておられないという、こういう結論以外にないと思ひます。それから先ほど申し上げました、今開発銀行の、それが仮に資料としてないということであれば、それではそのほかに何か通産省はメーカーの生産費を調査するための何か手段、方法について積極的にやつたことはございしますか。私は幾らでも方法はあると思う。何かおやりになつたことはございしますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 実はさういふ点もございします、口今お手許にお配りいたしましたと思ひますが、二十八年度の開発銀行の融資の対象になつております工場の生産原価等につきまして、通産省として調べました数字の資料を御説明さして頂きたいと思つておつたところでございまして、私どもとしても私もなにより入手し得るいろいろの関係から、こういうふうな推算を作つておるわけではございします。

○河野謙三君 御説明を聞く前に、どういうところから、どういふ資料によつてこういうものができたのですか、これを一つ教えて頂きたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) これは事務局から御説明申し上げます。

○委員長(片柳眞吉君) 如何ですか、御説明を一応聞いた上で如何でしょうか。

いうことを聞かなければ、その出所によつては我々は聞く価値がないわけですよ。例えば国税局と協力してつたとか、日本銀行から資料をつたとか、開発銀行から資料をつたとか、それぞれその一つ／＼が完全なものでなくとも、それらの機関のそれ／＼をたつて、それを繋ぎ合せることによつて相当確実なものができて来るわけですよ。そういう方法でやつたのか、それとも単に先ほど来た／＼の説明がありました石炭とか、電気とか、そういうものの計算からいつて、大体平均原価で行くとそのくらいになるだろう、こういうことでやつたのか、私は後者の石炭、電気その他のことによつて出したとすれば聞く価値はないと思う。そういう意味においてはこの資料はどうして出したのか、聞く価値があると思ふのです。

○委員長(片柳眞吉君) 只今の点は通産大臣から担当官から説明をさせたというところでありますから、その趣旨でよろしくございしますか……。

○説明員(榊手操六君) この平均原価試算のほうは、原材料の単価は、これは一々の会社の契約、石炭で申しますと、鉱山と硫安会社との契約を調べたのではなくて、大体使う額の見当を付けて、担当官のところで試算したものでございまして、それから大体原材料のほうは物量的にはこういう方法でどのくらい、こういう方法でどのくらいというものが、事務的に大よその見当が付きましますから、量のほうはやや正しいものが出て来ると思へられますが、取引の単価のほうは、これは各会社別に調査をしたものでなくて、客観的に燃料炭で言へば——とか、ボ

イラー炭は——というような客観的な数字を使つておるのであります。それから表の下の方に参りまして、労働費なんかにつきましては、これは労働加配米等から大体人数がわかつておるのでございしますが、労賃に関しましては、これはなかなかむずかしいのでございまして、各社相当違つております。これも厚生省その他に問合せまして、やはり見当を付けたのでございします。それから減価償却、これは考課状等から硫安関係のものを大体抜き出して、その金額もいろいろ建物とか、或いは建物の種類によつても耐久年数等は非常に違つてございします、それを総額約——でございします、その——を平均——というやうな客観的な耐久年数で概算を出してあるのでございします。又本社等につきましても、これも硫安会社と申しました、硫安会社は十四社ございします、この資本金は現在約百三十五、六億ありますが、いろいろ／＼なものを兼業しております、硫安関係というふうに見るものが約——くらいな見当で、約——というふうな量でございまして、これなどにつきましても、大体その会社の総売上高の硫安肥料の売上高というふうな比率を以ちまして概算をいたすというふうなことをやつております。それから金利につきましても、製品、半製品、原料等の流動的なものが約平均として製品の——分くらい要るだろう。それから固定資産のほうにつきましての借入金と社債及び長期借入等から大体——くらいだろうというふうな見当を付けてやつております。そういうふうな非常にまあ大数の観察的なことをやつておるのであります。

が、六社に關しましては、これは今申上げましたやうな費目がやや、殊に原材料等につきましては、こういう工事単位が下つて来るというふうな、この工事の内容を説明すると同時に、この工事の效果につきまして相当な説明がございしますので、それらを基にしまして、この六工場の分につきましては原単位及びその実際に取引しております取引単価というものもやや正確なものを把握いたしております。それから固定資産の内容にいたしまして、それらの資産ごとに耐用年数を考えまして計算をいたしております。金利につきましても、社債及び借入金の内容もわかつておりますので、それによつて平均的の場合よりも、その工場、その工場に即した計算ができます。労務費関係につきましても、その会社の一般労務費、一般労働者数及び臨時人夫費等の比率も大分違ひますのを、それ／＼その実情に即した内容がわかりますものは、できるだけそれを採用いたします。貸金等も相當に工場によつて違つておるやうでございします。それらもその工場ごとの調査をいたしておるのであります、この六社につきましては、私どもも思ひますのは、公式な文書というよりも、常に推薦いたします場合には担当官とその会社の担当のものがいわゆるヒヤリングと稱しまして、事実上いろいろ口頭で以て質疑応答をいたしまして、それらの内容によつてここに書いてありますやうな試算をする資料を得ておるやうなわけではございまして、この六社につきましては、この平均的原価として推算いたしました。

ものよりも一層これは確実性があるというふうに私も確信しておるのであります。

○河野謙三君 今のようなおことでお調べになるなら六社に限つたこととはなない。日本の肥料工場全部出ると思う。これは何ですか、今の御説明によつて出したと同時に、開発銀行へ出しました書類ともこれは合致するのですか。それでなければ、今御説明のような調査の方法ならば何も六社に限つたことではない、全部出せると思ひます。これはどういふわけですか、この六社に限つたことは……。

○説明員(柿手操六君) 私どもが原価に關する資料として調べましたものは、六社の開発銀行に推薦いたしますものについて、こういうことを調査をいたしましたのでございまして、その他の工場についてはいたしておらないのでございまして。

○河野謙三君 ちよつと又話が元へ戻りますけれども、あなたのほうは開発銀行へ出すものについて調べた。各会社が出したものと、このあなたの御調査の結果どのくらいの食い違いがありますか、よほど大きく出ておりますか。

○説明員(柿手操六君) 私どもは各会社から開発銀行の融資の推薦をしていくと、工事の効果等を説明し、文書等も出したものもございまして、口頭でヒヤリングで出したものもございまして、それらを総合いたしましたので、私のほうで推算をいたしましたものでございまして、会社が開発銀行に正規の融資申請をいたします場合に、調査を出しておるかどうかが存じませんが、出して

おるものと合つておるかどうかということについては、私もいたしまして、それとの關係を調べてはおらないのでございまして。

○河野謙三君 同じようなことを言つても仕方がありませんが、私はどこまでも疑いを深くするだけでありまして、もう一つこの際ちよつと肥料部長にお伺いしたいのですが、この六社は東北肥料であるとか、別府化学であるとか、新日本窒素であるとか、こういうのです、Aが別府化学であるとか、Bが日本水素であるとかいうふうなことは私は聞こうと思ひませんが、大体この六社というのはいくつ、どこどここの会社か、名前をおつしやつて下さい。A工場がどこであるかということが必要ありません。六会社がどこであるか、

大体常識でそういうことは六社を言つてもらへばわかりますから、六社の名前をもう一遍言つて下さい。

○説明員(柿手操六君) 六社は新日本窒素肥料株式会社水俣工場、それから東洋高圧工業株式会社砂川工場、別府化学工業株式会社、これは一工場しかございまして、兵庫県の別府明石の附近にございまして。それから昭和電工株式会社川崎工場、東北肥料株式会社秋田工場、日本水素工業株式会社小浜工場、この六工場でございます。

○河野謙三君 もう一度ちよつと細かくて大臣には恐れ入りますけれども、その六工場の中で、大分合理化されておりますから、最近進つてゐるかも知れませんが、

する、こういう仕分けだけちよつと参考に入れて頂きたい。

○説明員(柿手操六君) これは私のところで調査いたしました六工場のリストを御覧頂ければ、から、大体、くらゐの差がありまして、その間にここにあらうようなデビエートがあるものでありまして、この他の社につきましてもどの程度のデビエートがあるかということにつきましても、確たるお答えが実はできないのであります。

○河野謙三君 農林大臣に伺いたいのですが、農林省としては生産費調査につきましてもいろいろ努力をされましたか、それを伺いたい。私はほかのかたの質問もあると思ひますから、時間の關係上私から意見を附加しますと、農林省は生産費の調査をしようと思へば、先ず第一に考えられるのは中金だと思ふのです。中金は農家の零細な資金を肥料工場に貸付けております。その場合には銀行業務の必要上必ずその会社の考課その他のことをつてゐるわけですから、こういうものは農林省は手許におとりになつておりますか。

○國務大臣(保利茂君) 農林省といたしまして、この肥料問題のかまびすしい折、どうしてもこの各メーカーのコストがどういふふうであるかということを知らずしては、なか／＼農家に御納得の行くような価格であるとか、ないとか言へない。そういう必要を感じて只今法案の御審議をお願いいたしておりますが、成るほどお話のよう

に、中金等の金融機關を通じてそういうことを承知し得る手があるじやないか、それだけでいいじやないかということであれば、又そういうことについ

ての研究が或いは農林省で足りないかも知れません。けれども、私はそれは十分ではないと無論思つておりますが、併し實際問題として中金等を通じてそういう融資に關連して生産費を調査しているかどうか。これはまあ大臣がやるべきことであるとおつしやればそれで結構です。事務當局でさうな処置をとつておりますかどうか、私はまだ報告を受けておりませんから、事務當局から御説明申上げさししたいと思います。

○河野謙三君 いや、私はこの法案を出される以上は、当然現在の日本の確安工業の現状はいかにありやということ、これは当然に政府が持たなげやならぬのです。持つべき手段方法があるのじやないか。それが絶対正確なものであるか、ないかは別問題として、一応政府が知り得る範圍においての調査をして、これ／＼だといふものがなくちやならぬ。その知り得る範圍といふことが考えられるのは、これは通産大臣は特に御存じでしょうが、国税庁だつて或る程度の参考資料は出るのじやないですか。若し農林省の關係ならば、あなたの監督にあるところの、農林大臣の監督にあるところの中央金庫にです、金融機關として金を貸す場合にそんな資料といふものは要求しているべきはずで。あるはずで。それ／＼いはずおとりにならぬ。それが勿論絶対的のものじやありません。何にもないで、ただ通産省から大体話を聞いて、さうして安定帯価格なんと言ふことを勧奨して、私は安定帯価格といふのは悪いといふのじやない。安定帯価格をい／＼斡旋するなら、さういふに確安の価格とい

うものは如何なるところが妥当である、公正であるといふことが先ず腹になければ安定帯価格なんという口出しする資格は出て来ない。安定帯価格は先日本會議で江田さんとの話がありましたが、安定帯価格に対しては通産、農林両省はい／＼指導をされましたが、どういふ根據に立つて指導をされたか、価格の面について如何なる根據を持つておられるか、これを私はお伺いしたい。

○國務大臣(保利茂君) 農林省といたしましては、価格についての資料はとつておりませんからございせん。安定帯価格は先江田さんにもお答え申上げましたように、とにかく權威ある、よるべき根據がございせんから、併しながら實際商品としてそこに流通いたしております以上は、一応の基準といふものはやはり市価によるわけでしょうし、その市価に加味するに生産の見込でありますとか、或いは内需の動向でありますとか、それがこ

ういふ値段で作れば農家経済にどう影響するとかいふようなことを彼此勘案して、さうして安定帯価格といふものを設定して、さういふふうには私は了解いたしております。

○河野謙三君 そうしますと、仮に今度の法案が通つて政府の責任において生産費を調査された。その結果仮に七百五十円と出た。さうしますと、今まで通産、農林両省が斡旋されました安定帯価格の八百五十円なり、六十円と、そこに実に百円の差があるといふ場合にはこれは責任をお感じになりませんか。それはその当時はわからなかつたから仕方がないと、さういふことで、それでは私は農民には応えること

場合二割の配当をする場合にはどのくらいの特安トン当りに利潤を必要とするであらうかというような推算もいたしたものであるのですが、それにありますと、これも又前提がございまして、一割五分配当する場合において、利潤の処分を法人税、法人事業税、法定積立金その他積立金、配当金というものをどういうふうな比率で考えるかということにも一つの仮定が必要なのでありますが、それを私どもの方で法人税四二%、法人事業税一

二%、法定積立金五%、その他積立金一%配当金を一%というふうなことを前提として、一割五分配当の場合には「かます」当り、二割配当の場合には「かます」当り、今の平均で現在のところでも私どもが推算いたしましたのは、お手許にございまして、ちよつと、書いてあります、下は「かます」当りというのを書くのを落としておりますが、

「かます」と書いてあります、下は「かます」当りというのを書くのを落としておりますが、

「かます」と書いてあります、下は「かます」当りというのを書くのを落としておりますが、

「かます」と書いてあります、下は「かます」当りというのを書くのを落としておりますが、

「かます」と書いてあります、下は「かます」当りというのを書くのを落としておりますが、

「かます」と書いてあります、下は「かます」当りというのを書くのを落としておりますが、

平均にして、八百三十三円からスタートして八百五十何円ですか、要するに八百三十三円を春肥のスタート値として、平均八百四十三円、現在は農林省において市価の調査があつたと思つて、ありますが、八百五十五円程度になつてゐるのじやないかというふうに考へるのであります。

○江田三郎君 農林大臣の八百二、三十円というのが間違ひであるというなら、まあそれでもよろしいが、併し今の四月の建値にしまして、実際には全購連とメーカーとの間に「かます」十円くらいのリベットの差が現に起きているわけでありまして、それから計算して、今の一割五分、二割、三割五分という配当から行くと、どうしたつて内需において出血をしてゐるという事ははつきりしてゐるわけですね。これはまあ愛知さんに一つお尋ねしますが、これはもう数字ですから、はつきりしてゐると思つて、そういうふうな出血をし、内需においても出血をし、輸出においては更に出血をしてゐるもの、而もこの配当をやつてゐる。誠にこの不健全な経営をやつてゐるという事になります、そういうところ

○江田三郎君 農林省のほうでは、金の資金運用についてどういふようにお考へになりますか、今の問題に關連して……

○政府委員(小倉武一君) 勿論農林中金の金が肥料会社等に流れるという事は本筋じやございせん。ただ短期的な余裕のある場合に、短期の貸付をするという事でやつておるのでございまして、その場合でも勿論健全な企業に流れるという事は好ましくないので、当然そういうことのないやうなふうに指導すべきであると存じます。それから先ほどの硫安の価格でございますが、秋肥につきましては、先ほど肥料部長からお話をいたしましたように、卸売価格で申しまして、「かます」当り八百五十五円見当であつたわけでございますが、大臣が申上げました八百二十四円或いは三十円と申しますのは、全購連が共同計算をいたしておりまして、この十二月から一月、二月にかけて、その共同計算を締切つた

から、その経営の内容について、配当の制限をするとかというふうなことはやることはできませんし、又私は今後問題としても、その必要はなからうと思ひます。ただこの今の全購連とメーカーとの間でどういふふうな引合になつてゐるか。そのリベット等の問題も含めて、翻つて經理の内容についてどういふふうな影響になるかという点については、私もなお今後とも調べたいと思ひますが、一般論をいたしますれば、開発銀行の融資の対象等において不健全な經理状態にあるやうなものに、一般論として金が大量に出るといふことは好ましいこととは存じません。

○江田三郎君 農林省のほうでは、金の資金運用についてどういふようにお考へになりますか、今の問題に關連して……

場合の価格でございまして、いわゆる市価とは違ひます。又メーカー等が月別に立てておきます限月の価格とも違ひます。そして而もこの二、三十円になつたと申しますのは、極く最近と申しますか、十二月以降の問題でございまして、秋肥ではさうなことは共同計算の結果にも出て参らないのであります。

○江田三郎君 八百二、三十円は共同計算であるというように、まあ誠に臨機な計装をお付けになれば、私はそれでもいいと思ひます。いいと思ひますが、併し現在の建値についても、リベットの差が起きているといふことははつきりしてゐるわけですね。それが内需でもさういふことになる。輸出になつてもさういふことになる。輸出に

どう考へてみたところで、硫安工業が一割五分、二割、三割五分というやうな配当ができるはずはないのである。配当がさういふ配当になつてゐるという事は、これは通産省でも、農林省でも十分御承知の事なんです。この原価資産というものは、或いは六工場の原価というもので、さういふものについて、今初めてわかつたことではないわけでありまして、さういふ若し数字が正しいとしたら、非常に不健全な形をやつてゐるものに通産省なり、農林省なりが、今まで知らん顔をして、素つとほけて融資の推薦をされておつたといふのは、私どもはどう考へてもこれは納得できない。若しさうでないというのならば、この計算が、この原価資産なり、六社の原価というものが実質はうんと違つておるのじやないかというふうに考へなきやならん。実質

がうんと違つておるのか、或いはあな
た方が官庁として当然監督すべきこと
を放棄されておつたか、どちらかの結
論になると思ひますが、それは一体ど
ちらでございませう。農林省と通産
省はどうお考えになつていますか。こ
れは通産大臣と農林大臣からお答え願
ひたい。私が言うのは、今数字では
つきりもうお問ひしているのですか
ら……。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は先ほど
申し上げたように、その点は、時期
を、何と言ひますか、配当の問題もあ
りますが、同時にこの価格或いはそ
の当時の経理状況というその時期を併
せて見なければ、これは十分調べた上
でなければつきりしたお答えは私に
できないと思ひます。ただ一般論は先
ほど申し上げた通りでございしますが、同
時にこれは私企業で、新しい企業で
ございしますし、それから一面から申
しまして、これはやはり一般論になら
うかと思ひますが、会社の企業経理を
健全にするという点については、増
資も各会社は計画しなければならず
まい。又開発銀行だけから金を借りる
わけではないわけでもございします。か
ら、そういう点を見合はせて、会社
の健全なる経営として、どういふ点に
注意すべきであるかという点は、会
社の経営者といひましたも勿論十分
な私は配意をしておるものと考へま
す。

○國務大臣(保利茂君) まあ農林中金
から短期融資にしても廻つて、その中
金融資が不健全融資の形になるという
ことは、農漁民の利益保護という上から
いたしまして重大な問題でもございま
すし、それにつきましては農林中金当

局におきましては無論細心の注意を払
い、又それを保証付けることの措置
もとつて余剰資金を一時短期に融資し
ているという措置をとり、又農林省と
してもその点につきましては十分監督
をいたしておられますから、その面から
いたしましては問題は生ずる虞れはな
いと存じておりますが、只今江田委員
のお話のように、まあ只今までの数字
を元として、よつて肥料会社はたこ配
してあるじやないか、それじやいかん
から、もうそろ／＼健全を保証するた
めに、或いは配当抑制等の措置をとら
なければいかんじやないかと思ひます
が、そういう点は實際問題としてどう
でございませうか、今通産大臣が言
われましますように、会社を経営してい
る経営者といひましたは、その会社
経営のいろ／＼の面で、或いは銀行
筋、融資の筋の面に対してその健全性
を保持して行かなければ将来の経営が
困難になるわけでもございしますよう
か、どうもたこ配をしていゝというこ
とも断定的には言へないのじやない
か。又確安工業といふものが、関連事
業がどうも主産物か副産物かわから
んというふうな形で行われております
から、その事態からみその会社の健
全、不健全性を言へないのじやないか
というふうには私は感じますけれども、
御満足が行く答弁は私にはちよつと困
難だらうと思ひます。

○江田三郎君 まあ今の答弁では、通
産大臣の答弁も農林大臣の答弁も私と
しては非常に不満足でして、特に造船
の問題その他いろ／＼な問題が出てお
るとき、或いは確安工業につきましては
曾つて昭電の事件がありましたし、こ
ういふ点でもよほどつきりして頂かん
と私も困ると思つて、何にいた
しましては私企業だ、私企業だと言つ
たところで、市中銀行が貸出すの違ひ
まして、開発銀行なり農林中金なりと
いうものが相当の金を貸しているもの
が、ともかくも出て来た資料を正確な
りとすれば、はつきりと不健全な経営
になつてゐるわけですか。或いはこの出
されたところの資料が間違ひだといふ
のなら、それなら又わかります。これが
正確だといふ限りにおいては、どうや
つてみたところで不健全なたこ配をや
つてゐるということになるわけですか。
國家の資金或いは農民の零細な資金が
たこ配をやるがために貸出されてゐる
ということになると、これは由々しい
問題だと思ひますが、まあほかの委員
のかたもおられますから、私は更に自
分自身でもこの問題については検討し
たいと思ひますが、委員長にお願ひし
ておきますことは、先ほど河野委員か
ら中金の問題がございしましたが、私は
やはりそのときに開発銀行も一つお呼
び出しを願つて、私どもの納得の行く
ように調査をさせて頂きたいと思ひま
す。

○清澤俊英君 さつきの説明ですね、
その資料の説明です。これは一トン当
りが大体基準で出てゐるのですか。
○説明員(柿手操六君) あれはトン当
りの……、千キログラムを一トンにし
たトンであります。

○清澤俊英君 トン当りで全部出てお
る……。

○説明員(柿手操六君) そうでござい
ます。

○清澤俊英君 そこで石炭はトンに対
してどれくらい使つて……、こ

ういふふうに出ておりますか、それを
大体単価をずつと入れてもらひませ
んと、わかりませんが。石炭はどれ
だけの量で……、コークスはど
れだけの量で……、ガスは何リ
ットルで幾ら……。

○説明員(柿手操六君) A工場でござ
いますか。
○清澤俊英君 全部ですよ。全部違
ひです。
○説明員(柿手操六君) 違います。そ
れではA工場から御説明いたします。
○清澤俊英君 どうせ細かいですが、
これはあとで一つ工場ごとに所要
トン当りの原材料の明細を一つ資料で
頂戴しとうございします。

○説明員(柿手操六君) 承知しまし
た。

○河野謙三君 私はこの機会に、折角
通産大臣が御出席になつたのですか
ら、連記を止めて秘密の懇談会を私は
開いて頂きたいと思ひます。如何で
ございませうか。

○鈴木一君 その前にちよつと聞きた
い。先ほどこの表に基いて開張の融資
の対象になつてゐる六工場の名前が出
たわけですが、その六工場を通
産省のほうで、開張へ推薦した根拠と
言ひますか、そういうことについて伺
いたいと思ひます。それで自由競争の
ためにコストを引下げようといふこと
は各メーカーの熱望するところだろ
うと思ひますし、又輸出があつたよう
な血といふやうなことでありますので、
恐らく各メーカーとも開張の融資を熱
望するだらうと思ひます。確安工業協
会のほうで、本年度はこれとこれとい
うやうな申合せと言ひますか、統制
をして、そこだけにするものか、或い

は各社がばら／＼で出したものを、通産
省のほうで六工場なら六工場というふ
うに推薦するのか、その推薦する際の
基準といふやうなものをお伺ひした
いと思ひます。

のでございますが、どの程度以上原価が下るものを推薦するという基準はないので、各社とも相当まだ国際価格相場に近寄せるため、原価低下のために合理化促進をやろうというものは皆推薦するという気持で推薦をいたしたのであります。

○鈴木一君 一応窓口として推薦されるのはよくわかりますけれども、開発銀行の融資の規程を見ますと、いろいろな面倒な詳細な報告をするようになる

つておりますが、その中に生産商品別
の原価を出せということがはつきり出
ているわけなんです。ですからこの
融資が決定するからには、そういうふ
うな資料も出しているだろうと私たち
は思うわけですが、融資が一応
きまつたら、当然推薦したものとして
はどういうふうにきまつたかというこ
とをはつきり把握しておくということが
当然の仕事だと思ふのでありますが、
そういうふうなことはおやりにな
っていないんですか。

○説明員(樺手操六君) この二十八年度の融資の決定は非常に遅れまして、極く最後はほんの一週間くらい前にきまつたというのを聞いているのであります。その開発銀行で融資を御決定になつた際の、どういう審査の状況で御決定になつたかということにつきましては、内容については何つておらないのでございます。

○鈴木一君 それは何つていないという御答弁は事実であるかも知れませんが、併しそのままで放置しておいていいのかどうか。どういふふうな条件で融資がきまつたかということを確認しておく義務がないのか、その点どうお考えになりますか。

○説明員（柿手操六君） 私どもとすれば、推薦した会社の工事が融資によつて竣工いたしますれば、その後の貸借関係と申しますか、その関係はこれは開発銀行とその硫酸会社との関係だと思ふのでありまして、その工事が融資されたその目的のために着々実行され、コストの低下が実現するようにするということについての関心と言いますか、注意、それは十分して参りたいというふうに考えております。

○鈴木一碧　柚手さんに幾ら聞いても本当のことは喋らないようですから、これ以上追及いたしませんけれども、結局そういうふうには政府の資金を使う場合は、当然の義務として内容について積極的なタツチをする必要が私あると思うのでありますが、そういうことをしないから造船疑獄とか、昭電事件とか、そういうものが起ると私は思うのです。これ以上申上げましても、実はこの前も言つたことを簡単に繰返して言つておられるようでありますか

ら、これ以上追及いたしません。

○国務大臣(愛知揆一君)　ちよつと今鈴木さんの御質疑につきまして、秘密会でもございますから、私さつくばらんに意見を申し上げたいと思うのであります。先ほど申しましたように、私の感じとしては、或いは結論的に申し上げますと、冀に懲りて臆を吹いたという御非難があるかも知れないと思います。

が、復金のときに昭電事件等があいまいな恰好で起りましたときに、すべて行政部も含めてでございますが、この特殊金融の融資について積極的に政府側は関与しないということで、この開発銀行というのが新たにできたわけでございます。その結果運営の方法

等については、先ほど河野委員のお尋ねにも申し上げました通り、このやり方がいいか、悪いかは別問題だと思ひますけれども、實際現状におきましては、只今柿手部長から申上げました通りで、開銀からの融資に各肥料会社が申請するのは直接やつてゐる。それからどういふ話合でどういふ計算を納得して開銀が貸すことにしたかといふこ

とにつきましても、少なくとも法規上は何ら政府から報告する義務はないわけでありまして、総体的に開発銀行としてはその融資について全責任を負うてゐる恰好になっております。従つてものによりましては、これも非常に難關な言い方ではありますが、開銀が例えば

したか、どういふ書類が会社から出てゐるかといふことについては、開発銀行側に通産省或いはそのほかの政府機関が照会をいたしましたし、これは都合上その点はお出せないといふことであればそのままになる。これがいいこと

か、悪いことかは、くだいようであります。が、別で、現在の扱い方はさようになつております。そこで事実上できるだけ連繫を強化したいと思ひましたので、その方面に努力をしているようなわけでございます。

○鈴木一君 いいことであるか、悪いことであるか、そういうふうな判定は、立場は別といたしまして、今この法案について原価がどうなっているののだというふうな、別にこれを通すとどうか、通さないとかいうことでなくて、真剣な立場から、碇安を安いものにして、輸出もできる、国内価格も安くしたいという立場から真剣に我々がそういうコストの問題を取上げている際

に、そういう建前になっているから資料は出せないというふうな態度が私たちとしては了解できないんです。ですから過去は、今までの方向がどうであるかと、事この段階に來たら、政府としてはこの法案を出した責任上、そういう資料を提出するのが私は当然じゃないかというように考えて申上げたのです。

○戸部武君　今愛知通産大臣からお話を聞いて我々が驚いたことは、とにかく復金の失敗に懲りての結果とは言いながら、開発銀行に与えられている自主性の名によるところの権限というものが非常に強大に過ぎるものだと思うのです。而も我々の立法府に対して

れだけの法案を通過させなければなら
んというときに、行政府としての政府
が立法府に対して立法措置に必要な
ところの資料というものを提出するこ
とは当然のこれは責務です。その責務
を果せないほど開発銀行といふもの
は絶大な権限を握つてるのである

か、奇怪至極である。これは我々のこの法案をとにかく審議する過程においては、どうしても開発銀行の当事者に来てもらつて、特にこの問題だけではない。これは復金問題よりも大きな問題で、開発銀行の犯している過ちとい

うものは、日本の今の政治的不安の根柢をなしている。我々はこの農政の面において或いは通産行政の面において、これはとにかく復金の問題以上には、開発銀行の問題に対しては、しつかりとした我々はその実相をつかまなければ、この立法措置に應ずることはやはりできないと思う。大体こういうふう

に、とにかく国会をなめて来るのは官僚自身というものが立法行為に対して

非常に不まじめだと思ふのです。少なくとも我々が立法行為をやるうとするならば、それに対しては正確なデーターを持たずして我々が立法行為はできない。事實上においてはこの行政府としての官僚組織の中においてはデーターを持つてゐるはずだ、持つてゐるのは持つてゐるというのだけれども、それを出すと、いろ／＼な業者や何かに渡りますと善

障りがあるから、まずいからというので、今度は政治的なやり繰りで以て持つていないというし、まだ不十分であるという、いい加減な言い廻しをして来ているのでありますが、例えば硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案を見てもわかりますように、硫安

の生産者に対しては、確安工業の合理化を促進するため必要な資金について融資を奨励するの他、適切な措置を講ずるものとする」という条項に見られるように、國家資金を我々が融資するなり、導入するなりして行く操作というのは、これは政府は現在考えているような簡便

非常に今日農林大臣なり、通産大臣の話を聞いてみると、まるでよそごとの話を聞いておつて、我々を納得するものが一つもなく、各党各派の人から全部反響を買つていると思います

が、今の例えは開兌銀行のな
社に対する融資状況でも何でも、今の
話を聞くとさつぱりはつきりわかつて
いないようですが、通産省なり、農林
省なりは、各社に対してどれだけ融資
したという点は正確に擧つているので
すか、その点を通産大臣なり農林大臣
にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど申上
げました通り、開兌銀行が何年何月に

何社に何万圓貸したかという事は勿論政府は承知いたしております。

○戸叶武君 それでは今まで六社に対してどれだけの融資が行われているか、その数字を承わりたい。

○説明員(柿手操六君) 先ほどちよつと申し上げましたが、二十八年度の六社につきましては金を貸付けたものもございまして、貸付ける予定のものもあつて、まだ手続が済んでないものもあると思うのでありますが、大体のところは

、合計七億一千万圓であります。

○戸叶武君 この各社のを見ると、生産高においても或いは生産コストにおいても、皆まち／＼のようでありまして、この貸付高は殆んど一律になつてゐるようですけれども、こういう根拠はどういうところから来ているのですか。

○説明員(柿手操六君) この辺になりますと、実は先ほど来開発銀行は各産業の各社から申請されて、いろいろ実際に開発銀行対それ／＼の会社の間のお話合でございまして、その内容についての御説明は私ども聞かれていますのでありますが、ただ金額が大体似てゐる、製造設備能力が非常に違つてゐる、金額が大体似てゐるといふふうな御指摘もございまして、実は各社ともそれ／＼の合理化工事をやるのに必要な総所要資金といふものは総額が違つてゐる、従いまして総額に対してこの合理化工事の総所要資金と、それから開発銀行がそのうち融資いたしますことにきまつた額との比率は、これは各社ともその会社の資金調達の状況、例えば総所要資金

は相当になりますけれども、社債でありますとか、増資の非常に可能性の多いところ、或いは操業が非常に困難なところといふふうなことから、直接開発銀行の資金融資額といふものがきまつて来ると思つてございまして、その所要資金額に対する開発銀行の融資される分といふものは必ずしも同じ比率、同じような割合にはなつていないようであります。

○戸叶武君 この燃料や何かの点が、主として六社の表から見ても非常な差が出て、とにかく三分の一くらいは大きな差があるといふことを示しているの、特に産業合理化の面においては、この燃料費の面というのが大きな対象になるのだと思つて、而も各社の生産原価の基礎になるこの原料費の問題においても、こういう差がある。それから生産能力においても非常な差があるといふのに、この六社に対して殆んど均等割に金が貸出されるなんといふことは何かの事業においては何れも例のないことで、これには何か特殊のやほり一つ政治的配慮なり何なりがあるのだと思つて、そういう点は農林省はどういうふうな考えておられますか、農林省なり通産省どちらでもよろしいですが。

○説明員(柿手操六君) 実際の開発銀行の融資の額の決定といふことにつきましても、これは先ほど申し上げましたように、その合理化工事といふものの必要性が先ずあるかないかといふことを開発銀行で御審査になりまして、それをその総額をどういふふうな調達方法にするかといふことにつきましても、開発銀行が／＼な関係金融機関、会社等と相談されて御決定になるのであります。

て、その間の経緯につきましては私も承知いたしておらないのであります。必要でありますれば開発銀行のほうからお開取りを願ひたいと思つて。

○清澤俊英君 愛知さんにちよつと伺いたいのでありますが、先般新聞で見ますと、この分がどうかかわりませうが、大体投資融資として確定と何かを特別制限してございます。融資をどういふものをおきめになるところには、開発銀行や日本銀行に任せになるのか、それとも国家産業投資というやうなものをおきめ願ふときは、一応僕らが概念的に見ておるところでは、結局増設投資はやめて、能率の高まるやうな投資にするとか、或いはこれが有望な輸出の面に向くのだからというやうな／＼な条件を加味して、閣議において大体投資方向といふものが定められてゐるのじやないかと思つて、その点はどうなつていますか。

○國務大臣(愛知揆一君) その点は只今御指摘になつた通りでございます。実は昭和二十八年年度の融資に關係して、その当時閣議がどうきめたかといふことは、ちよつと只今持つておりませんでしたが、丁度たま／＼一兩日中に、二十九年年度のかような関係の産業設備に対する、いわゆる財政資金の運用の基本方針といふものを閣議できめてもらふといふことになつておりまして、そういう際におきまして、どういふやうに現在やつておるかおしやうと、例えば日本開発銀行、それから農林漁業金融公庫、それから中小企業金融公庫、こゝにいつたやうなもの、いわゆる政府関係機関として、予算書の上でもその大づかみの資金計画は予算案と同時に御審議願つておるわけであり

ます。それを受けまして、例えば日本開発銀行の資金についても大筋の考え方として、例えば電源開発についてはどういふやうに考えるか、或いは国際収支の均衡に役立つものについてはどういふやうに考えるかといふやうな基本的な考え方をきめて、それに基きまして資金の大枠だけを閣議できめてもらふわけでございます。それを開発銀行に移すわけでございます。開発銀行は、銀行といふ名前ではござい

ますが、現在の制度といたしましては、一種の政府機関のやうなものでございまして、その開発銀行がその手えられた政府の大方針の下におきまして、具体的な今度は何社に幾ら貸すかといふことを決定するわけでございます。その際に、先ほど戸叶さんも御質疑があつたやうでございますが、これは一見すると、例えば各社に同じやうな金額が出てゐるからおかしきやないかといふお尋ねもございましたが、実は開発銀行だけがやつておるわけではございせん、例えば小規模でありますとも、その土地の銀行と特に意思疎通がいい場合に、市中金融から相当額の融資が実現されるといふときには、自然開発銀行のほうに割が少なくなることもございまして、いろいろ／＼そういうやうな関係から具体的に本

当に審査をいたしまして、融資を決定するのには開発銀行になつてゐる、こゝに／＼な関係でございまして。

○清澤俊英君 そこでですね。今度確安会社へ融資が決定しますと、基本的なものは増設か、或いは設備改善か、或いは他のものを作るということによつて確安の価格を下げるというやうなこと、大体の融資をせられておるの

ではないかと思ひますので、大体方向はどれなのか、その三つのほかののか、三つのうちどれなのか、こゝに／＼ことを先ずお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(柿手操六君) その六社の合理化工事は、一口に申しまして肥料の増産になる部分はございせん。大体原材料の使用量を少くしてコストを下げる、或いはそのためにはポイラーを非常に少くするために、そのポイラーの改善でありますとか、或いは肥料の形態を尿素に、確安の形を尿素に変へますとか、それから硫酸の原価を下げるために硫酸の焙焼炉を作りま

すとか、或いはガスの逃げてゐるのを回収しますとか、そういうふうな設備の合理化によつて幾分増産を伴うものも絶無ではございせんが、大体そのために量を増すといふ点が目的でないで、大体コストの低下をするやうにいたしております。

○清澤俊英君 そこでさういふ設備合理化をやつて価格を下げなければならん、こゝに／＼のものがございまして前には、少くとも各工場における特性的な性能が閣議に出る前に私は調べられなければならぬと思つて、さういふ方向で金を貸出す、投資をどうしてもこれはや

るんだといふことを決定する上においては、もつと明確な生産費といふものができて、こゝにはこれだけの穴がある、こゝにはこれだけの穴がある、こゝにこれをこゝに／＼に改善して、こゝに／＼に持つて行くんだといふ大綱を下して開発銀行へ出さなければ、開発銀行といふものは設備投資を、増設投資でない、設備増強ではなく、設備

の合理化によるコストの引下の設備改善を行うという事はできないわけですね。それには少くともそれを決定する前に、どういふふうにしたらいいかという事を決定する前に、それが入用だということを閣議に持出す材料がなければ、そういう国庫の金をこれだけ、十億なら十億、七億何千万円なら七億何千万円を、今度は閣議へ出してこういうことをさせるんだと言うからには、その基礎がなければならぬ。基礎のそれは生産費というものは当然、今のあなたのお話によれば機械一つ一つの目標までまわっているんだ。それが生産費が通産省でつかめておるとか、おられないとかいうことは、それは私は納得ができませんと思うのです。どういふわけなんですか、もう一度はつきりして頂きたい。

○委員長(片柳眞吉君) 今農林大臣は衆議院へ呼ばれておられますので、ちよつと向うへ行つて頂いて、又お席を願いたいと思いますが。

○説明員(柿手操六君) 二十八年度に開張で融資をいたしました六社について、どういふものを対象にして融資がなされておるかという御質問に対してお答えしたのであります。これが閣議にかかります前に、こういうものは決定しておらなかつたのでござい

ます。

○河野謙三君 この前農林大臣は、本委員会へたま／＼出て来て、これから衆議院へ行くんだと言つて、衆議院へ行つていないんだ。今度農林大臣が衆議院へ行かれることについてよく確かめましたか、前科者だから……、必ず行つておられますか。そういう、委員会を無視されては困る。この前私はち

やんと調べて来た。衆議院へ行つていない。

○委員長(片柳眞吉君) 農林大臣は必ず再出場するように私からも……。

○河野謙三君 そういうときには農林大臣はよく確かめて下さい。

○清澤俊英君 今の話は愛知さんには少し無理だと思ふ。なぜかというところ、自分の関係しておらんとさだから、その当時の貸付の基本がわからん、どういふ項目で閣議にかけられたかわからんと言つておる。少くとも閣議にかけて増設にするか何にするかというところをやるに、その基本があなたの方資料を出さないで、当時は岡野さんであつたか、高橋さんであつたか、それはわかりませんが、とにかくに出されるときあなたの方資料を持つて行つて閣議に諮らなければならぬ。その資料を出すとき、どこをどう改良するといふことを出さないで、そういう項目が決定するんですか、どうですか。

○説明員(柿手操六君) 私どもは二十八年度の開張融資の内容を決定したときは、まだ具体的にどことどこというものは決定しておらなかつたように考へております。

○清澤俊英君 然らばです、とにかく閣議で決定するには大した材料は持たなくて、確定はちよつと高いようだからこれは金を貸して設備改善をさせる、合理化して少しコストを下げるように努力するために金を貸せるといふぐらゐのことでまづたと解釈してよろしいんですね。

○説明員(柿手操六君) 私も閣議にかけた内容を今存じませんが、はつきりは申上げかねますが、そういう工場別、また二十八年度は確定の特許計画

というものもなかつたように思ひますので、どの工場にどういふ分類で幾ら金を貸すという事は閣議で決定されたとは思つておらないのであります。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は先ほど申上げましたのは、今手許に二十八年度の開張の資金計画についての書類を、今持つておらないというのを申上げただけでございまして、別の機会にでもこれは御説明することにしたしたいと思います。只今柿手君から申上げましたように、開張銀行の資金計画として、確定工業について特に何十億円の融資をするという事は、二十八年度の閣議においてはなかつたはずでございまして、それから閣議でどういふことを決定するかということにござい

ますが、大体こういうふうになつております。予算書にも出ておりますが、それを多少詳しくいたしまして、資金調達の面では本年度は全部で幾らになるか、例えば二十九年度におきましては約六百五十億円でございまして、それを資金運用の部として貸付金に、例えば六百数十億の貸付金をする、その際電力、海運、石炭、鉄鋼、自家発電、合成繊維、機械、確定その他といううなところが大体いわば大手筋になります。で、そのうちの極く具体的に特に掲げるものは、例えば電力のごときも何十億というところがこの枠でございまして、二十八年度には二百数十億というものがございまして、これにきま

るわけでありまして、それから確定工業についてきまるとすれば、特に

コスト切下に役立つようなものにこれは充當するものであるという程度のことしか閣議ではきまりません。それを開張に移すわけにございまして、爾後開張において計画をし、融資をするこ

とは先ほど申上げた通りであります。更に一つの問題は、通産省がそれに対してどういふ態度をとるかという事については冒頭に私としては詳しく申上げたつもりでございまして、そういうときに我々がいろいろの立場から拾ひ上げてこれを参考にして開張に推薦をする、又通産省としても事務上の参考資料として持つておるといふものが、先ほどお配りをいたしました昭和二十八年度開張銀行融資対象工場生産原価の調べでございまして、これは通産省の事務当局としての参考資料である、これは生のまま工場から出て来たものでございまして、これら行つたものでもございまして、これは通産省としての資料でござい

ます。こゝういふものを参考にしまして積上げて、こゝういふ会社にはこのくらの融資があつてほしいという事を開張に廻す、これが仕事のやり方であつて、それ以外に何も隠しているものはないで

ござい

ますが、今までの示したいろ／＼な統計から見ると、この対象になつた肥料会社の中にも非常に生産コストが高いものもあると思ふのです。併しそういうふう

に合理化が遅れて生産コストが高い、瀕死の病人みたいな、そういう工場、会社を抱え込んでおつて、それを理由として、どうもこの肥料の値段を吊り上げておるような傾向が我々にはとにかく反映してならないのですが、合理化というからには、勿論この立選

れているところの中小企業、中小企業といふことでもないだらうけれども、この弱体工場と称しておるところの会社といふものを或るところまで引上げなければならぬでしうけれども、それを理由として、どうもその他の会社

が相当な儲けをやつて行くといふおとりに使われるのではとても我々はかなつたものじやないもので、どうもそういう傾向が我々の今までの、ずつと委員会を通じて見ておるのに強いのです。が、そのところはどうかですか。

○國務大臣(愛知揆一君) これは私も先ほどから言つておりますように、ざつとばらんに申上げたのであります。が、私どもとしては持つておりますものは、その差上げましただけで、ただざつとばらんに言つてこれは自信もござい

まく行つておると申しますか、全体として私はうまく行つてないと思ひますが、比較的うまく行つておるところもある。非常にまだ立遅れておるところもある。この御指摘の通りであります。併しその立遅れておるところに均霑して、そのためにそれに引合ひにされて資料を出さないとか、或いは融資をどういたしておるとか、そんなことは全然これはもう私も考へておりません。若しどういふところからぞういふことをお聞きになるのか、何ぞぞういふことをお聞きになるのか、御質問願ひたいと思ひます。

○戸叶武君 国家資金の融資を受けるような場合に、造船会社においてこれが問題になつておられますが、一割五分なり二割五分というような高配当をしておりながら、而も産業合理化を名として国家資金の融資を受けているところには、相当なやうな合理化の実績というものが見えなくちやない。それから合理化の促進といつてもそれはやはり限界があるものであつて、合理化を名として政府資金をやらたらに食われてしまふんではかなわないので、この程度まで努力してもこれはやはり駄目だといふものは、これは切捨てなければならぬであらうし、そういふ切捨てが實際問題としては大切であらうと思ひます。我々はいろいろな実態を、こゝういふやうな資料で暗模索のような形ではあります、やはりその点をもつと明確にして、AB C D E F まであるが、こゝういふ会社において、河野君も一つ触れましたが、この会社はAクラスで以て非常な能率を挙げている。これは中くらい

だ。これは駄目だといふやうな基準があるもので、それに即応した合理化対策というものがおのずからあると思ひます。それで合理化に名を借りて、ともかくびつことマラソンをやるやうなもので、このつまらない、もう駄目なやうな会社その生産コストが高いのを理由として、全体がこれでは出血だといふやうな理由でやられておるのでは、いつまで経つても私はそれは駄目だと思ひますが、こゝういふ傾向がどうあるように思はれてならないのです、こゝういふことをさつとくばらんに言つて、こゝまでやつて来たが、これ以上は駄目だといふやうな線を出してもらひたい。

○国務大臣(愛知揆一君) いろいろこゝであれば、私も非常に御尤もだと思ひます。でありますから、どういふやうにいたしましたか、多分私の記憶違ひかも知れませんが、当委員会にも合理化がこゝういふ程度に進捗したといふやうな資料もお出ししておるかと思ひますが、こゝういふ点につきまして更に具体的に質疑を願ひたいと思ひます。

○河野謙三君 懇談会の席に申上げようと思ひましたが、お話が出ましたので申します。今度のこの二法案によりまして生産費の調査ができた場合には、国内の需要量の百七十万トンであるとか、百八十万トンであるとか、国内の需要量を満たす範囲のところでは一番コストの安いところから順次とつて行つて、その百八十万トンなら百八十万トンの中で平均価格を出す。それに農産物の価格を勘案する、そのときの物価情勢を勘案すると、こゝういふことになつてゐるんですね。こゝういふことすると、今五千万トンも七千万トンも

余つておるわけですね。国内の需要から見ると……で、国内から見ると余つておる分でもコストの高い分ですね、これは私は当然将来とも切捨てられるわけですね。肥料行政を指導する政府の立場から申しますれば、政府の恩恵はこのほうは一応見ないことにならなければならぬ。こゝういふやうな具体的な言つとこに六つありますが、この中で私が承知しておるのは――

これは大分合理化されておるようですが、これはこの二法案が通つた場合に、これはこゝういふ一番下位のほうであつて、これは切捨てられるものであつて、これは肥料行政の対象から見ればその域外に入る。こゝういふところに今開港銀行の金を一億や二億の金をやつてみたところで、これが合理化された今のCクラスの――などがAクラス、Bクラスになる可能性は絶対にならぬと思ひます。この二法案を出しておる以上は、これらの見直しは付いておると思ひます。これらの見直しはこゝういふやうに考へておられるのですか。

○国務大臣(愛知揆一君) この点は私は率直に申しまして、只今お挙げになつたやうな会社が完全に切捨てられるかどうか。これは何と申しますか、こゝういふやうな合理化の努力によつて、その線に上つて来るかどうかといふところについて断定はちよつと私早計にするだけの現在見直しは持つておりません。

○河野謙三君 これを見ましても上下一度も違ひでしよう。一遍に……飯に――に今の程度の融資をして見たところで、これがとて

もBクラスにも、勿論Aクラスにもならんという見直しはもう専門家の通産省はお持ちになつてゐるはずで、それならたとえ一億の金でもAクラスの工場なり、現在Bクラスにあるけれども、これをちよつと程度を上げればAクラスになるというところに重点的に行くべきであつて、これを見ると殆んどCクラスのほうに重点があつて融資が考えられてゐる。もつと具体的に言つと、この中には硫酸を作るのではありません、化成肥料を作るための設備資金があります。これは化成肥料を作るこゝによつて、その企業全体の合理化によつて間接的に硫酸のコストを下げるという狙ひはあるでしよう。あるでしようが、とにかく化成肥料を作るための資金が出ておる。一体化成肥料ができてそれが農家に渡つて、単肥の配合と同額若しくはそれ以下に安く化成肥料が渡るといふ自信があり、見通れるかどうか、これを私何したい。

○説明員(柿手操六君) 化成肥料というのはこの前から河野さんお話しでございまして、硫酸のことでございまして、これは従来さういふ肥料が必ずしもコストから見て、或いは成分から見て割安に売られなかつた、むしろ割高に売られたという弊害はございまして、確かに硫酸の代りに硝酸で加工するのでありますから、コストはそれだけ安くなるわけでありまして、従つてこれは従来必ずしも安く売られておらなかつたといふことは私も認めますが、コストが安く売れば、これは安く売れると言つて肥料として成立つのでございまして、安く売れるのでありますから、それはやはり肥料の合理化

だといふやうに考へておるのであります。それはこの六社の中で特別の事情のあるものが、これはこの一番安いほうは実は生産量もさう多くなく、特殊な条件の工場でありまして、こゝういふものはさう量的には多いものではない、平均的にはそんなにひどく差はないと思ひます。それから

等の御指名でお話しになりましたが、これなんか実は数年前までは非常な差があつたのでありますけれども、最近非常な合理化が進んで参りまして、そんなに差はなくなつて来つたやうなものと同時に、これらの工場が一流工場として立ち行くためには画期的と申します、今までの考へ方と相当違ふた合理化をやつて行かなくてはならぬといふので、資料にもお出ししましたやうに、――のごときは殆んど毎年と言つていいほど開張から合理化資金の融通を受けて、合理化工事をやつておられます。それから――のごときは、ちよつとあの会社としてはどうかと思はれるほど莫大な資金を投じまして、今までの考へ方とちよつと違ふやうな画期的な方法をも、相当な危険といふか、思い切つた合理化をやつて来ておるやうな状況でございまして、私どもの目の下の考へとしましては、今あります工場と大体同じやうな線で数年後には合理化がされまして、今の国内の需要を百七、八十万トンか、二百万トンくらいと見まして、更に東南アジア地区、朝鮮、台湾その他の需要を百万トンから二百二、三十万トンくらいと考へますと、三百万トンまでは、大体日本の現在あります十七

工場で合理化をやつて行けば、企業としてそう脱落しないで行けるのじやないかというふうに考えておるのであります。

○河野謙三君 いろ／＼合理化は進んでおることは承知しておりますが、いづれにしても、先ほども申し上げましたように、法案が通りますと、国内需要量の範囲内においての平均価格を出しておる、でありますから、五十万トン乃至七十万トン余ります場合、一番コストの高いほうの分は国内の平均コストの中に計算が入れられかねないで、ありますから、それはいろ／＼この法案が通つて合理化資金を流した場合に、どこの工場が一体筋がよくて合理化した場合に効果があるか、どこの工場が筋が悪くて合理化資金を流してもいけないか、これはもう見通しが付いておるはずで、そういう見通しを付けて、私は資金を今からすでに流しておいて、と、そういう場合に、この六社というのについて、私は少し疑問を持つわけですが、でありますから、開発銀行の融資に当りまして、単にこれが銀行方面から、ただ採算が合うとか合ふんというものでなしに、もつと深く、遠い将来を考へての肥料行政をや、い、いわゆる通産大臣の意見というものは、この肥料合理化資金に関する限りは、特にこれは私は開発銀行に強く反映しなければいけないと私は思うのです。これは曾つての昭和電工事件等から考へまして、通産大臣のお考えも、それも一つの考へでありますけれども、併し少くともこの二法案に関する限りは、この開発銀行の融資というものは通産大臣の意見がもつと強く反映しなければいかん、私はこう思うので

す。なお私は事務当局にはしばしば／＼申し上げておりますけれども、通産大臣に初めてでありますから申し上げますが、この合理化資金が化成肥料に使われるというところは、私はどうしても納得が行かない。それが仮に安くできて、そして農家に化成肥料が安く売られるにしても、現在過磷酸工業というものは、設備過剰であつて、稼働率が非常に低い、それが非常にコスト高の大きな原因になつておる。それを更に磷鉱石を化成肥料の原料に使うところの硫酸工場にまで分けるということは、ますます既設の過磷酸工場の稼働率というものは低下するわけです。従つてコストが下り、農民は高い過磷酸を買わなければならぬ、こういうことになつておるわけですが、でありますから、ただ硫酸工業のコストを間接的に下げる効果があるからといって、化成肥料の設備にこの合理化資金を流すというのとにつきましては、私は納得が行かない、こういう意味合もありまして、もう少し通産大臣から、この合理化につきましては、大臣みずから、御多忙でありますし、大臣みずから、御多忙でありますし、深い私は御研究をお願いしたいと思います。同時に、私は最後に申し上げますが、通産大臣から私は申し上げます。懇談会で申し上げようと思つたのだが、私は四、五年この方の肥料行政を見ておりますと、通産、農林両省の事務当局はかわいそうです。鉄や石炭もそうかも知れませんが、私は鉄や石炭は知りませんけれども、肥料行政ぐらい政治の圧力が加わるものはないです。私は一番よく知つておる。事務当局の意思によつて、純然たる事務当局の良心によつて肥料行政が運ばれていない。或る確安業者の

代弁者がこの議会の中におつたり、政府の中におつたり、そういうことによつて非常に歪められて来ており、幸い、先ほど私は申し上げました、お世辞でなく、非常に清潔感を感じるところの通産大臣が担当される以上は、これらのことも十分考慮に入れられて、肥料行政というものはうるさいものだ。特に政治的な圧力がいろ／＼加わつてうるさいものだ、ということを前提にして、勿論私は技術者も助けてもらいたい。事務当局も助けてもらいたい。同時に農林の両省の関係者が何ら侵されることなく、肥料行政をまづすすんで、大臣の責任においてやつて下さい。私は特に愛知君に希望いたします。なお、頂きました資料は、遺憾ながら私はこの間の当委員会の要求に応えた資料と思つておりませんので、これは別の機会に別な方法で、通産大臣が改めてあなたのできる範囲において開発銀行の資料を要求するなり、日銀の資料を要求するなり、あなたに最も関連の深い資料を要求して、もう一遍各社別の資料を作成して我々のところに届けてもらいたい。我々といへども、決して銀行に出したものをそのまま鵜呑みにしようとは思いません。企業家でありまして、銀行に出すときは成るべくコスト計算を安くして金をうまく借りた。そういうことが作爲的に行われることは当然です。我々我々の常識においてその資料に適當な判断を加えるのです。でありますから、とにかく大臣の手でできないことじやないので、できることをやつておつた。そうして我々にこの程度のものを集めたけ

れども、これ以上はどうも資料が集まらないというところで、もう一遍私は資料を御提出願ひたい。それとも我々が委員会においてこの法案審議に當つて資料の要求をしたのは、これは単に意地悪をやつておるのだ、野党攻撃だというふうにお考えなら別ですが、大臣といへども我々の法案の審議に當つて、我々が現在用いる範囲のものを御提出願ひたいことは、法案審議上私は当然の義務がある、政府としては義務がある、我々としては当然要求すべきものも要求しておるのだと思ひますが、どうも意見が多くなりましたが、これに對して何か大臣から別に御意見があつたら一つ伺ひたい。

○國務大臣(愛知 一君) いろ／＼とお教へ頂きまして誠に有難うございしました。先ほど前段にお述べになりました点については、冒頭に私が申しましたように、現在の通産省と開発銀行と業界との関係がよいから悪いかは別問題としてということを上上げた通りでございまして、私もこれについては相当考へなければならぬ点が多いと思ひますので、十分私の立場におきまして改めて研究させて頂きたいと思ひます。これは確安肥料に限る問題でないと思ひます。それから最後に資料の点でございますが、この点はどうも折角いろ／＼とお話ございましたが、通産省とし、或いは私といたしましては、これ以上はな／＼御希望に副うことができないのでございまして、只今お挙げになりました開発銀行なり或いは日銀なり、その他、これはやはり国会とされまして直接に要求をさせていただきます。或いは質疑をされる対象でもございしますので、私も勿論政府として申上

げるものではございませんが、一つ十分委員長、各委員とも御相談をいたしまして、できるだけ御趣旨に副うようにはいたしたいと思ひますが、通産大臣としては、これ以上な／＼資料の提出は私は無理だと思ひます。その点誠に遺憾でございますが、申添えておきます。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記を止めて下さい。

午後四時四分速記中止

午後四時二十五分速記開始

○委員長(片柳眞吉君) それでは速記を始め下さい。

○清澤俊英君 それでは先ほどずつと継続してお伺ひしていましたが、この融資をやつて産業合理化をやつて大体どれくらい価格を下げられるお見込みなんです。それだけ聞いておけばよろしい。大体一割か、二割か……。

○説明員(橋手操六君) これは工場によつて違つてありますが、大体一割から二割、三割、四割、五割、六割、七割、八割、九割、十割、という見当でございます。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め

○國務大臣(愛知 一君) 確安の原価につきまして、去る四月六日の日に参議院議長宛農林、通産両大臣の回答申し上げました文書は、いわば不足らずでございまして、これを補足いたしましたして更に回答を申上げることいたしましたいと存じます。その際本日常委員会の秘密会におきまして御配付申上げ

ました資料を添付することにした
いと存じます。

○委員長(片柳眞吉君) 秘書会はこの
程度で閉じたいと思いますが、御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

午後四時二十五分秘密会を終る

○委員長(片柳眞吉君) 次に、先ほど
河野委員及び江田委員から要求のあり
ました農林中央金庫及び開発銀行の当
時者から、肥料会社の融資につきま
して参考人として意見を聞く件につきま
して諮りいたします。両委員要求通
り、参考人として農林中央金庫及び開
発銀行の当事者の意見を求めたいと存
じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

なお、人選、日時等は委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○江田三郎君 これは通産大臣はめつ
たにお見えにならんですから、ちよ
つとこの法案に関連してお尋ねしま
すが、これは正規には農林大臣からお答
え願うことかも知れませんが、関係が
あります。この安定法案が通過後は
生産費を基準にし、農産物価その他を
斟酌して最高価格が決定されること
なっておりますが、その際生産費とい
う言葉は、これは生産原価ということ
なのですか、生産原価に適正なる利潤

を加えたということなのですか、これ
はどうなりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は只今の
お尋ねに對しましては、やはり生産原
価に適正な利潤を加えたもの、こうい
うふうに理解したいと存じます。

○江田三郎君 その点は農林省のほう
と意見は一致しておるわけではござい
ますか。

○國務大臣(愛知揆一君) 農林省とも
打合せまして、さよう考えておりま
す。

○委員長(片柳眞吉君) もうよろしう
ございませうか。

○江田三郎君 いや、それだけ聞いて
おけば……。

○國務大臣(愛知揆一君) どうも有難
うございました。

○江田三郎君 愛知さん急がれます
か。

○國務大臣(愛知揆一君) 四時にもよ
つとあれがあつたのですが。

○江田三郎君 ちよつと砂糖の問題に
ついてあなたに是非一つだけお聞きし
ておきたいのですが、この砂糖糖の問
題が当委員会である問題になつて
いるのですが、この恒久対策につい
てはまだ政府のほうも検討中のよう
でございませうか、これは今時間もござ
いませうからやめておきますが、ただ
先だつてインドネシア及び台湾糖を緊
急対策として実需者発注証明に基いて
インポーター割当をせられたわけ
です。そこでその中でインドネシアの輸
入の分につきましては、あとから私ど
も聞いたのですが、通産省のほうで輸
入砂糖の倍額の抱合せ輸入を条件とし
ておられた、こういうことなんでしょう
か、そういうような抱合せ義務が付くとい

うことを私もあとになつて聞いたわ
けですが、どうもこの実需者の発注証
明に基いてインポーター割当をする
ということ、今のメーカーあたりの超
過利潤というものを、本当に実需者に
還元しなければならぬという点からと
つた措置だと思ひますが、そういうこ
とから出てるものを、なぜ一休イ
ンドネシアの分だけ倍額の抱合せ
義務輸入を条件とせられるか。その後
聞いてみますという、こういう抱合
せ義務輸入を、倍額ということになり
ますと、インポーターのほうではその
損というものを二〇%みなければなら
ん、損失カパー額を二〇%と、こう言
つておるようでして、二〇%とします
という、採算をとりますという、
現在の市価よりも却つて高くなるので
はないかといううな感があるわけ
であります。こういうことは安く輸入
されるものは依然としてメーカーのほ
うへ直接行つて、こんな抱合せ義務が
付いて高いものだけを実需者のほ
うへ持つて行くというものは、私当を得
ていないのじやないか、少し無理じや
ないかと思ひますが、而もそういう
倍額輸入の抱合せ義務輸入をするがた
めに、同じ実需者割当をやつて出て来
るところの台湾糖とインドネシア糖
は、値段も違つて来るということにな
るわけですから、もう少し抱合せ義務
輸入につきまして、倍額といううな
ことについて、通産省のほうで検討を
なさるようなお気持はございませうか
どうか、そのことだけお聞きしたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 只今のお尋
ねの点につきましては、インドネシア
は、御承知のように日本との間でこ
ちらが非常な貸越しと申しますか、輸出
超過になつております関係上、インド
ネシアからできるだけ多くのものを引
つ張りたいという配意をいたしまし
て、さうな措置をいたしたのであり
ますが、砂糖の実需者割当について、特
に今の市価よりもそれによつて高いも
のを買わせるようには私ははならない
と思ひますが、それは丁度通商局長が
参りましたから、細かくお答えをいた
します。

○政府委員(松尾泰一郎君) インドネ
シアからの砂糖の輸入につきまして、
その上に抱合せましてインドネシアの
物産を買わなければならぬということ
にいたしましたのは、今大臣からお
話のありました通りでありまして、ま
あ非常な輸出超過になつておるよう
な状況でありまして、何とかしてこの買
易尻の改善をしたいということなんで
あります。インドネシアの産品は若
干国際価格に比しまして価格も高い
といううな状況でありますので、ほ
かの商品で以てそういう抱合せの輸入
をいたさせるといふことは非常に困難
でもありますので、別段砂糖が国内で
非常に高く売られておるから、これを
利用したというわけでもございませ
んが、若干の値幅もありまして、五分
か、或いは一割程度の何と言ひます
か、価格の差のものが出せるならば、
輸入も非常に容易になりますので、ま
あその程度の負担を砂糖のほうにして
もらつても、国内の価格をそれによつ
て異常に高めることにはならんであ
らうといううな見地から、そういう抱
合せの輸入をいたしたのであります。
これはまだ御承知のように極く僅か
でございます、直消費一万トンにつ
いて一応取りあへるという、まあど

かと言ひますと、試験的な輸入でござ
いますので、そういう措置をとつたわ
けでございまして、まだそれによつて
砂糖の価格に非常に悪影響を及ぼし
ておるといふうには我々了解いたして
おりませんが、若しその影響するこ
ろが悪いということでありましたら
ば、再検討するにやぶさかでもな
いわけでありまして、今後この二十九
年度におきまして、粗糖をインドネ
シアからかなり大量のものを買わ
んといたしております。その際にこの
抱合せの方式をとるかどうかは、ま
だ研究をしておりまして、必ずさう
いうふうなことをやろうともきめて
おりませんが、まあこの一万トンの
やり方を見た上で、できるならば輸
入促進のために一案として考へたい
といううにまあ考へておる次第であ
ります。

○江田三郎君 今のお話でインドネ
シアからどん／＼輸入しなければなら
んという事情はよくわかりますが、先
ほどもちよつと申し上げましたよう
に、少し倍額というものは重過ぎる
のじやないか、今、次長の言われま
したような五%か、一〇%程度の損
失カパーというのなら、これはまだ
いいと思ひます。けれども、大体今
の状態で行きますと、二〇%程度
といううな話になつておるのでは
ないかと思ひます。現在の生産取
引相場あたから見ても、これは少
し市価より上廻る可能性が出て来
るわけでありまして、而も同じ
時に入れる台湾糖との釣合もとれ
ないわけですから、この点について
いろいろ事情もあると思ひますが、
やはり均衡のとれるように、又こ
ういう緊急措置

のなされた精神が本当に生きて来ますように、今のお話のように損失カパーを五割或は一〇〇程度で抑えるような再考慮をお願いしたいと思うのであります。よろしくごさいませうね。

○国務大臣(愛知揆一君) 承知いたしました。

○河野謙三君 ちよつと関連して……砂糖の実需者割当をやりましたが、実需者がインポーターから一斤について五円乃至十円、お前だけ儲けるのは少し虫がよ過ぎるから、少しおれたちに寄越せということで、五円乃至十円要求しておる事実を御存じですか、わかりませんか、もう一遍言いました、その場合にインポーター実需者に向つて一斤について五円乃至十円要求しておる事実があるのですが、通産省は御存じですか、どうですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) まだよく聞いておりませんので存じません。

○河野謙三君 非常に不思議な話です。私はその事実を食糧庁長官に言いましたところ、通産省の指示によつてインポーターは実需者に向つて五円乃至十円の要求をしているのだ、通産省了解の上だという、これはこの次に食糧庁とあなたとのほうと御一緒に、どちらが嘘か本当かお尋ねしたい。あなたの今のお言葉を信じれば食糧庁の長官が嘘を言ったのであるし、若し食糧庁の長官が……、あの前分さんがそういう嘘を言うわけはない。そうだとすると、あなたが嘘を言ったか、あなたが下僚に任せておつてあなたが知らないかどつちかだ。この頃外貨の面を見ると奇々怪々な事実が起つてお

る、特にインポーターは非常に量が多過ぎます。私に言わせると理由がないのです。ただ実需者、お前たちはそれだけの割当をもらつたじやないか、少しお前たちの儲けるのは虫がよ過ぎるから、おれたのほうに分け前をよこせ、ずつと五円要求しております、一斤について……、トンについて八千円くらいになります。而もこれは繰返して申しますけれども、通産省がインポーターと相談の上で、通産省の指示によつてインポーターがやつておるのだということを私は実需者から聞いたのではなくて、食糧庁の長官から私は聞いたおる。はつきり申上げます。これを事情を調査してこの次に白か黒かはつきり御回答して下さい。

○政府委員(松尾泰一郎君) よく調べましてお答えを申し上げますが、御存じのように、先般インドネシアの直消費一万トンについてやりましたのは、これはインポーター割当でありまして、ただ実需者の発注を認めた、こういうことなんであります。従ひまして何も五円とか何円とか、我々のほうでとることを別段認めたというか、そういう恐らく相談には預かつておらんだろうと私は思いますが、輸入業者が実需者に売る場合に、価格上の何と言いますか、CIF価格で売つて、その価格で実需者に渡さなければならぬということもないわけでありまして、輸入の許可を受けて買つて来たものの実需者に渡す場合の価格については、それ、彼らの納得の行く価格で取引をしていいわけなんでありまして、従つてここに何がしの利潤の発生することは、これはこういう商人の性質として当然認めざるを得ないわけでありまして、五

円とあつたか、六円とあつたかということは、それは何がしかあつたと思ひますが、恐らく役所がそれを指示したとか、何とかいうことはないのじやないかと、こういうふうに一応思ひます、取りあへず、調べましてあとでお答えいたします。

○河野謙三君 私も今申上げるようなことは輕々には決して申上げておりません。実需者からそういうことを聞きまして、それから他の実需者に、もつと具体的に言つて、全購連に行きまして、こういうことを聞いたが、君のほうでも今度は割当をもらつたのだが、そういう要求がインポーターからあつたか。こういうことを確かめましたところ、全購連のほうは少し違ひまして、一流のインポーター二、三についてははなかつたけれども、その他からは私のほうにもありましたと、こういうことです。十分私は確認しております。でありますから、どうも役所も段階が多くて、ここにおいで政府委員のかたはどうも下情に通じなくて困る。もう少しこの点の次までは下情をよく調べておいで願ひたいと思ひます。

○委員長(片柳真吉君) 次に問題になつております米國における可燃性穀物禁止の件を含めまして、査系関係についての御審議を願ひたいと思ひます。この問題は大部分延びておりましたが、鈴木重平委員から質問の要求がありますので、續いてこの問題に入りたいと思ひます。査系局長と總務局長が出席されております。

○鈴木重平君 農林省にお尋ねいたしますが、關稅協定法が施行されてま

る二年以上たつておるのですが、すでも新らしい査系の年度に来ておりますが、この際最低最高価格について審議會ではどのように審議されておりますか。同時に又先に一応資料を頂きましたが、輸出に對します臨時措置法の結果はどこに来ておりますか。新聞その他ではいろいろ伝わつて来ますが、今までの経過についての報告を伺いたいと思ひます。

○政府委員(寺内祥一君) 只今お尋ねになりました二十九生糸年度の最高価格、最低価格をきめようと思ひまして、これは御承知の通り法律によりまして、原則として三月中にきめろと書いてありますが、三月二十九日に審議會を開催いたして協議いたしましたのでございまして、そのときの各委員の御意見といたしまして、後に御説明いたしまする關稅協定法の改正案というものを只今審議中、協議中でありまして、これがどうなるかという問題が一つと、それからその他たまたま糸価が多少変動いたして参りましたので、これを見定める必要があるというので暫らく延期ということになりました。三月二十九日の審議會は答申を得られずにしまつたわけでございます。法律によりまして、経済事情その他の事情がある場合には四月又は五月にきめろと、こう書いてありますので、我々の考へていたしましては、御承知の通り静岡県下の一番早い春繭が五月の下旬に出廻りますので、四月中にはきめようと思ひまして、只今考査中でありまして、なおその二十九日の審議會のときに、いろいろ生産費の計算の方法でありますとか、各項目の調査の方法等についていろいろ異論

がありまして、そういう生産費の計算の仕方或いは調査の方法等について、各委員の意見を伺うために小委員会を作り、又専門委員というものを委嘱いたしまして、生産費の内容について細かい検討をいたして頂いております。その結果、二十二日に小委員会を開きまして、その生産費の問題についての協議の結論を得まして、それに基きまして今月末にもう一度審議會を開きまして、そこで答申を得まして最高価格、最低価格をきめて参りたい、こう考へております。それから第二の關稅協定法の改正の問題でございしますが、これはいろいろのいきさつがありましたが、この前にござつた御説明したことがあつたのでありまして、繭につきましても生糸の最高価格、最低価格を見合うように繭の最高価格、最低価格をきめる。それから糸価が最高価格を超える虞れがありましかつた場合には製糸業者のほうに協定を認め、そうして養蚕団体と団体協約をしてもらひまして、最高価格の範圍内で繭の価格の協定をしてもらうというやうな制度を作りますと同時に、糸価が最高価格を超えまして場合には政府が全部最高価格で買入れました。国内へは市場価格を見合ひまして売渡す。それから海外へは輸出可能な価格によりまして最高価格以下の価格で売渡す。それから第三点といたしましては、繭にそつと最高価格をきめますから、最低価格をきめると同時に、これを維持する方策を考へたわけでありまして、現行の糸協定法によりまして、第十一條で政府が糸を最低価格で買上げても、繭価がなお且つ暴落い

たします場合には必要なる処置をとる
と、こう書いてあるだけでありまして、
その具体的方法がきめてないのであ
ります。この際、最高価格をきめ
る以上は、最低価格を保障しなけれ
ば養蚕農家に安心して繭の増産に励
んでもらえないという御意見があり
ます。し、我々も御尤もと思いまし
たので、そういう際には最低価格で
政府が生糸を買入れます場合に、そ
の相手方である製糸業者が、繭を最
低価格以下で買叩いたような製糸業
者からは糸を買わない。これは御承
知の通り農産物価格安定法で穀物の
買上についておこなう方法でありま
すので、その方法を先ずとる。それ
でもなお繭の価格が下る虞れがあり
ます場合には、協同組合で自主的に乾
繭保管をしてもらいまして、これに対
する損失補償をして行こう、という
案を考へまして、自由党の政調会のは
の御了解を得まして、大蔵省と事務
的折衝をいたしておつたのであります
が、政府が最高価格で生糸を買入れ
まして、国内へは高く売り、国外へは
最高価格より安く売るといふような、
いわゆる二重価格制を政府みずからや
るといふことに対して大蔵省が頑強に
反対いたしまして、為替政策上そうい
うことをされては困るといふ意見でこ
ざいました。まあいろいろ細かい点に
ついて反対意見もあつたのであります
が、我々努力いたしまして、最後の
ぎり／＼の点が、どうしてもそこが反
対だといふことであつたのであります
が、そこで農林省といたしましては、
いろいろ／＼私も上司と協議いたした
のであります。そういう二重価格
制については、成るほどこの点につ

ては大蔵省の為替政策上の問題もあろ
うと考えましたので、これは一応折れ
ることになったとして、その代りに別
途の方策を考へるといふことになりま
して、只今その代案として考へており
ます。その代案は、繭の最高価格をきめるこ
とはやめまして、これは協定によつて
繭価をきめてもらう。但しその協定に
よつてきめざる場合に、糸の最高価格
を超えないような範囲内できめてもら
いたいという制限規定を置くわけであ
ります。そうして糸につきましては、
最高価格以上に市価が出ておつた場合
には、製糸業者に一定の段階でその超
過部分を積立ててもらふ、いわゆる共
同積立金という制度を考へ出し
たわけでありまして、それで最低価格
の保障は繭と同じであります。尤もそ
ういふことになりましたから、最低價
格という言葉は変へまして、支持価格
程度のことになしたと思つており
ます。要するに最低価格の保障の
やり方については、先ほど御説明した
と同じような方法の案を一つまとめた
わけでございます。まあこれにつきま
しては、大蔵省側と大体詰合が付きそ
うなところでありますけれども、今
度は問題は法制的な問題になりまし
て、只今法制局と交渉中であります
が、その共同積立金をいたします場合
に、そういう共同積立を、先ず原則と
して業界の協定でやつてもらいたい
と思つておるのであります。アウ
トサイダーに強制的な積立をさせるとい
ふことにつきましては法制局一つの疑義
がありまして、只今法制局と相談中
であります。法制局の意見も相当強硬
でありまして、二、三日その相談

を只今やつてゐるという状況ござい
ます。

○鈴木強平君 よくわかりましたが、
その共同積立金がよくはつきりいた
しません。共同積立金をもう少し詳
しく説明して頂きたい、積立てた金の
使途はどうなるのですか。

○政府委員(寺内祥一君) この点につ
きましては、只今のところは、例へば
財団法人の何とか基金というやうなも
のを作つてやるか、或いは現在の団体
を利用してそこで積立てさせるかとい
うことについては目下研究中でありま
す。が、急を要しますので、新しいそ
ういふ団体を作らずに、既存の団体で
積立てるやうな方策にしたほうがよろ
しいのではないかと考へております。

それからなおその積立てました資金の
使途につきましては、例へば宣伝費に
使うとか、或いは養蚕農家の奨励費に
使うとか、そういうやうなことに使う
ことにいたしました。輸出したもの
のりべつに使う、要するに実質上二重
価格になるやうなことは、これはやら
ないつもりであります。これは大蔵省と
も詰合をいたしまして、そういうこと
をやられてはちよつと困るといふ話
がありましたので、輸出振興のために、
主として宣伝費であるとかいふやうな
ものに使うやうにして行きたい、こ
う考へております。

○鈴木強平君 どういう場合に共同積
立金ができるのですか。

○政府委員(寺内祥一君) これは糸の
市場価格が最高価格を上回りました場
合におきまして、要するに繭価協定
をするときに、繭の値段につきまして
は、生糸の最高価格を超えないやうな
要するに繭価協定をしてもらいたい

いう規定を一本入れますから、繭のほ
うをそういう意味におきまして、今度
は法制上ではありませんけれども、最
高を事実上抑えますから、それ以上の
値が出たものを製糸業者の利得にす
れば、非常に養蚕、製糸の間で不均衡を
生じますから、製糸業者の手取りは飽く
まで最高価格であるということにいた
しまして、最高価格以上に出ました市
場価格等については積立てさせる、こ
ういふ考へ方でありまして。

○鈴木強平君 生糸についても最高最
低価格を作りますから、そこで共同
積立金をする場合の差金はどこで出
るのでしょうか。生糸の最高価格を規定
されませんか。そうしますと、その最
高価格というのは、今言つたやうな繭
の最高価格をきめる、最高価格が抑え
られればそれ以上は売れないわけじや
ないですか。

○政府委員(寺内祥一君) 最高価格は
禁止価格ではございませんから売れる
のであります。又繭のほうはそういう
ふうな最高価格に見合つた繭の価格で
仕入れまして、生産原価は最高価格
を維持できますけれども、例へば非常
に需要が旺盛になつて来る、輸出が伸
びるといふことになれば最高価格以上
に市場価格が出る場合があります。そ
れを製糸のほうの取得にいたします
と、繭のほうが最高価格に見合ふ繭価
を抑え付けますから、製糸が不当に儲
けるというやうな均衡論が出ますか
ら、私は最高価格以上の利得は積立
ておきまして、養蚕の振興のための宣
伝費であるとか、或いは場合によりま
したら養蚕方面に還元することが必要
であると思ひますので、養蚕振興のた

めに使うというやうな考へ方でありま
す。

○鈴木強平君 そうしますと、今回は
四月いつぱいに間違ひなく繭の最高最
低価格もお作りになる予定でございま
すか。

○政府委員(寺内祥一君) 只今のこ
ろは、改正案の現在研究しております
案につきましては、先ほど申し上げま
した通り、繭の最高価格、最低価格がき
めません。生糸の最高価格最低価格だ
けでございます。

○鈴木強平君 いや、今回作るんじや
ないですか。共同積立金をするために
作るんじやないですか。

○政府委員(寺内祥一君) これは最高
価格をきめません。製糸業者と養蚕
団体の協定によつてきめてもらふ。た
だその協定をする場合に、その糸の原
価が最高価格を超えない範囲において
きめてもらいたいという訓示規定と申
します。方針を法律で書いておる。
これは製糸によりまして、製造販売
者が非常に違ひますから、各県によつ
て多少違ひのは当然だと思つてわけ
であります。

○委員長(片柳真吉君) ちよつと御質
問の途中であります。農林大臣が見
えておられまして、ちよつと提案理由
の説明を中間に入れて頂きたいと思ひ
ます。

○委員長(片柳真吉君) それでは国有
林野法等の一部を改正する法律案を議
題といたします。

本法律案は、去る四月十三日、閣法
第百四十四号を以て予備審査のため内
閣から当院に送付、即日当委員会に予
備付託となり、更に去る十七日衆議院

を原案通り通過、当院に送付、即日本委員会に本付託となりました。先ず農林大臣から提案理由の説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(保利茂君) 只今議題となりました国有林野法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、国有林野と地元とは、沿革的に極めて密接な協力関係にありまして、国有林野といふと、管理経営上地元の協力に期待するところが多量なものでありますと共に、他方地元に対しましては、国有林野所在地元市町村交付金の交付を初め、部分林、共用林野の設定、国有林野の貸付使用、薪炭原木の縁故特売等の地元施設制度の推進を通じて、はた又国有林野整備臨時措置法による国有林野の売却等の措置によりまして、地元市町村財政の確立と産業の振興及び地元住民の生業の維持に努力して参つたわけでありました。

国有林におきましては、この際更に国有林野と地元との従来からの協力関係に鑑み、国有林野の貸付、使用料等の減免等を行い、農山漁村経済振興に資したいというのが本法案提案の基本的理念であります。以下本法案の骨子を御説明申し上げます。

この法案は国有林野法の一部改正と国有林野整備臨時措置法の一部改正との二方条から相成つております。

改正の要旨は、先ず第一に、林道、農道、水道施設、用排水路、水害、火災の予防施設その他公用、公共用又は公益事業の用に供するため、国有林野を地元の地方公共団体、水害予防組合、土地改良区、森林組合、農業協同組合、水産

業協同組合等に貸付、使用させている場合に、その対価を無償又は時価より安く定めることができることとした点であります。従来も国有財産法第二十二条の規定によりまして、国有財産を公共団体等に対し、緑地、公園、溜池、火葬場、墓地、廃埃焼却場、屠宰場又は生活困窮者の収用の用に供する場合に無償で貸付けることができたのであります。その範囲は極めて限定されており、国有林野の貸付、使用の実情に副わぬ憾みもありましたので、今回その特例を開き、実情に合わせたわけでありました。この場合に、国有財産法第二十二条第二項及び第三項を準用いたしまして、当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益を挙げるときは、当該財産の管理状況をにらんで、契約の解除権を留保してあります。国有財産法の原則の上に立脚しておることは申すまでもないこととあります。

第二に、国有林野を放牧、採草地、溜池、用排水路、林道、農道その他の農林漁業共同利用施設として、地元の部落又は住民の多数が共同して利用する用途に貸付け、又は使用させる場合に、その対価を時価よりも安く定めることができることとした点であります。勿論これは地元住民の生業の維持又は農林漁業経営の安定のため、特に必要であると認められる場合に限り、必要でありまして、従来貸付使用料が地価を基準として一律に定められることになつておりました。実情に副わぬ点があつたのを改めたものであります。財政法第九条の規定によりまして、国有財産は原則として適正な対価

なくして貸付けることができないことになつておりましたので、この点は地元住民の生業の維持又は農林漁業経営の安定が農山漁村振興上極めて重要であるに鑑み、財政法の原則に対し重要な特例を開いたものと言へるのであります。

第三に、風水害、冷害等の異常且つ広範囲に亘る災害により、国有林野の借受人又は使用者が貸付、使用料を納付することが著しく困難と認められる場合に当該料金を減免する規定を設けた点であります。この点は特に昨年の大水害、冷害等の異常災害の経験に鑑み、社会通念に立脚してこの改正規定を置いたわけでありました。

第四に、共用林野につきましては、従来共用者に国有林野の保護義務を課している場合に限り使用の対価を免除する旨の定めをすることができた規定がありましたが、今回免除だけでなく、減額することができると改めると共に、風水害、冷害等の異常災害の場合において、貸付、使用の場合と同様に使用料の減免ができることとした点であります。

最後に、国有林野整備臨時措置法は、本年六月二十三日で失効することになつておりますが、昨年の災害等で事務の進捗も若干遅れておりますので、これらの状況を勘案し、明年三月末日まで、これが有効期限を延長することとした次第であります。この法案の骨子は、大体以上の通りであります。農山漁村経済の振興に寄与いたしますため、何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。

○委員長(片柳眞吉君) 本法律案の審議は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、酪農振興法案を議題にいたします。

本法律案は、去る四月十七日内閣から閣法第五十四号を以て予備審査のために当院送付、即日当委員会に予備付託になりました。先ず提案理由の説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(保利茂君) 酪農振興法案の提案の理由について御説明申し上げます。

食糧の増産を図り、その自給度の向上を図ることが我が国経済自立のため基本的な要件であります。このため食生活を合理化して米食偏重から脱却すると共に、現在の農業経営方式を改善、特に乳牛を取り入れたいわゆる有畜農業経営に改善することが極めて有効適切な方策であります。ことは、今更なる要を要しないところであります。

幸いここ数年間における酪農の発達には顕著なものがあつて、乳牛頭数において三十数万頭、牛乳生産高において三百五十万石を超えるに至つておるのであります。牛乳、乳製品に対する需要も旺盛を極め、昨年度におきましては、増産にもかかわらず品不足という現象すら随所に生じたのであります。

このような傾向は、酪農発展のため且つは日本農業発展のため大いに慶賀すべきことと存するのであります。我が国の酪農の現状は、その内容に立入つて考察いたしますと、必ずしも樂觀し得ない多くの悪条件を備えているのであります。我が国の酪農の持つ根本的な弱点といつて、乳牛飼養農家の飼料基盤が弱く、購入飼料によ

り多く依存したため牛乳生産費が高いこと、乳牛の飼養密度が非常に稀薄であるため、集乳費が大変高いものにつくこと、従つて又これを処理加工いたします工場も小規模な非効率なものになり、而もこういつた工場が濫立しているために中間経費が余計にかかること等が挙げられるのであります。こゝういつた傾向は、最近の高乳価によりまして却つて強まりつつあるように見受けられるのであります。このような悪条件が積み重なつておりますため、我が国の現在の乳製品の価格は諸外国と比較いたしまして著しく割高にならざるを得ないのであります。このことは国民に高価な牛乳、乳製品を供給することになり、漸く普及して参りました牛乳、乳製品に対する消費を抑制し、食生活の合理化に支障を与へることにならうと思ふのであります。而もこのような悪条件の下において営まれる酪農経営は、一般的に乳価、飼料価格その他の経済事情の変動に影響されるところが大きい、極めて安定性のない経営になつておるのであります。従いまして今後の酪農振興の目標は、これら酪農をとりまく悪条件を急速に除去し、国際競争に耐え得、而も少々の経済事情の変動にも動じない酪農を建設することであらうと考えるのであります。幸い酪農に対する認識の高まつております現在、酪農振興の方向を明示し、豊富低廉なる牛乳、乳製品を供給し得る基盤を整備いたしますことは、日本農業発展のための大計であらうと信ずるものであります。以上が本法案提案の趣旨であります。以下簡単にその内容を御説明申し上げます。

第一に、集約酪農地域の建設であります。自然的経済的条件等が酪農に適する地域を選定し、飲用牛乳又は乳製品原料乳の供給地域といたしまして、乳牛の飼養密度が濃厚であり、合理的な酪農経営が得られる地域に育成しようとするのであります。御承知のように、昨年以來政府におきましてはジャージー種の乳牛を輸入いたし、乳製品原料乳地帯としての集約酪農地域の建設を行なつて参つたのであります。が、今後は更にホルスタイン種の乳牛につきましても、乳製品原料乳地帯としてのみならず、飲用牛乳地帯として本法により集約酪農地域に選定し、有畜農家創設特別措置法に基いて集团的に導入しようとするものであります。更に又集約酪農地域におきましては、従來開発が十分行われていなかった草地につきまして、地方公共団体が自ら積極的に改良を行い、合理的な乳牛飼養の基礎をたらしめると共に、乳牛の集荷処理加工施設につきましても、その設立又は変更につき都道府県知事の承認を要するものとし、非能率的な施設の濫立を防止し、牛乳の生産と均衡を保持させようといはしてゐるのであります。

第二に、牛乳の取引につきましてその公正化を図つたことであります。今後酪農の発展に伴い、牛乳、乳製品の豊富低廉な供給が期待されるわけでありますが、その結果、ややもすれば価格変動に伴う負担が農家側により多くし、これを防止し、公正な牛乳の取引が行われて酪農経営の安定に資するよう契約の文書化を促進すると共に、取引についての紛争について簡易且つ公正な

紛争の制度を設けたのであります。以上が本法の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(片柳真吉君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○委員長(片柳真吉君) それでは引續きまして、養蚕問題の質疑をお願いいたします。

○鈴木強平君 玉糸の国際格付の検査はいつから施行されますか。それによつて玉糸の品種が改善されて、現在の国内玉糸と国際格付玉糸との比較は価格で現わし得るかどうかわかりませんが、どのくらい向上するか、その御説明を望みます。

○政府委員(寺内祥一君) 玉糸の格付につきましては、昨年の国際絹業会議におきまして大体の原則をきめまして、その後検討の結果、たしか九月頃から施行することになると思つておりますが、これは検査の方法が、今までは玉糸と申しましたが、実は玉繭を使わずとも玉糸はできるというような関係もありましたので、それらの点を改正するわけでございますが、これによつて特に価格その他に変動はなからうと私考えております。

○鈴木強平君 よくはつきり聞かれます。せんではしたが、いつ頃からですか。

○政府委員(寺内祥一君) これは誠に恐縮ですが、はつきり覚えておりませんが、若し間違つておりましたら訂正いたしますが、今のところ九月一日だと記憶しております。

○鈴木強平君 私の聞いたのでは、たしか六月一日から行われるんじゃないか。

○政府委員(寺内祥一君) この問題につきましては、事務的にまだ少し検討しなければならぬ点がありますので、大臣のところで話を持出ししております。玉糸につきましては御説の通り相当の部分が輸出されておりますので、輸出振興の建前から考えまして、輸出向けの玉糸につきましては繭糸価格安定法を適用してもよろうと思つて、只今検討中でございますが、大体このいきさつを申し上げますと、繭糸価格安定法を作りました、それで買上げます玉糸につきましては、生糸についても全部を買ふことになつてはおりないものでありまして、大体糸価を維持し得る範囲内の品質の生糸を買ふことになつております。従いまして非常に格の悪い生糸でありますとか、格の悪い生糸は買入の対象になつておりませ

か、万一延びた場合には七月一日から、こういうふうに聞いておりますので、なお御調査願います。さうな段階にありますが玉糸は、最近業界でも總會、大会を開いたり、意見が述べられておりましたが、その生産額の九割は輸出に向つておつて、生糸全体の輸出額の二十九年度が三割五分、二十八年度も一割五分の輸出をしております。かような品物について、近く開かれます審議会におきましても最高最低価格を決定するのは、勿論大臣の指定するところでございますが、玉糸をこの月末の審議会において審議の対象にしないますかどうか、又審議の対象にしないものとしたならば、どのようにお扱いになりますか、我々はするものと思つておりますが、特に大臣からの御答弁を煩わします。

○鈴木強平君 その最高最低価格をきめることは繭糸価格安定法の中に謳つてゐるわけですが、第三条二項に……

ん。従いまして玉糸につきましては、糸価と直接の関係が薄いという関係で、あの繭糸価格安定法を施行いたしますときには玉糸は除いておつたのであります。その後の情勢を見ておりますと、相当輸出にも向くようでありまして、只今のところは輸出に向きます二百二十五中につきましては買上を考慮いたしております。但しこの買上につきましては、その最高最低価格をきめなければなりません。それがきめられる基準は、この法律で生産費をきめる基準にいたすてゐます。それで玉糸の生産費といふものが調査できるかどうかといふことに疑問があるわけでございます。御承知の通り玉繭といふものは、玉繭を作る目的で玉繭を作るのとはございせんので、玉繭の生産費といふものをどういふふうにして調査したらいいかといふことが一つ、それから製糸の過程におきましても非常に零細の企業でございまして、その生産費といふものを厳格に帳簿にしているかどうかといふことについて疑問があるわけでございます。これも、これらの点につきましては、なお研究いたしますれば方策はないこともないと考えられますので、先ずその点が一つ、それからもう一つは玉糸を買入れますと、三十億の基金では不足になりせんか、あれは生糸を買いますだけのつもりで算出したました基金でございますが、基金を殖やす必要があるのではないか、この点につきましては、もう少し財政当局と相談しなければならぬと思つて、そういうふうな点にございまして、調査しなければならぬ点にございまして、輸出向けの二百二十五中の玉糸を将来

買上げるといふことにつきましては、好意を以てするよう努力する、こういう段階でございます。

○鈴木強平君 最高最低価格をきめることは繭糸価格安定法の中に謳つてゐるわけですが、第三条二項に……

「委員長退席、理事清澤俊英君着席」

特に玉糸は輸出関係で清算市場に載つておる、従つて玉糸の最高、最低価格をきめることは少くとも毎月これをきめて、当然農林省としては告示しておるはずだと思つて、従つて玉繭がその生産過程においてどういふ関係であらうと、最高最低価格はすでに決定せられておるはずで、言換へれば格差金をそれに増減すればよい、明らかであると思つて、政令で出すことができると思ふ。政令で出すことができておるから、従いまして玉糸の最低最高価格はすでに毎月農林省が告示することになつております。従つて最高最低価格については何らここに疑義がない。ただ買入の対象になるかどうかといふのが問題であると思ふ。

買入の対象といふ場合に考えますと、過去二カ年においては何ら発動されたことがない。買入の発動をしたことがない。今後最高を如何に抑えるかといふ心配があつても、まさか最低を割るとは考えておられない。政府でその見通しの上に立つてしなければならぬと思ふ。すでに三十億の金がある以上は、

買上げるといふことにつきましては、好意を以てするよう努力する、こういう段階でございます。

○鈴木強平君 その最高最低価格をきめることは繭糸価格安定法の中に謳つてゐるわけですが、第三条二項に……

ん。従いまして玉糸につきましては、糸価と直接の関係が薄いという関係で、あの繭糸価格安定法を施行いたしますときには玉糸は除いておつたのであります。その後の情勢を見ておりますと、相当輸出にも向くようでありまして、只今のところは輸出に向きます二百二十五中につきましては買上を考慮いたしております。但しこの買上につきましては、その最高最低価格をきめなければなりません。それがきめられる基準は、この法律で生産費をきめる基準にいたすてゐます。それで玉糸の生産費といふものが調査できるかどうかといふことに疑問があるわけでございます。御承知の通り玉繭といふものは、玉繭を作る目的で玉繭を作るのとはございせんので、玉繭の生産費といふものをどういふふうにして調査したらいいかといふことが一つ、それから製糸の過程におきましても非常に零細の企業でございまして、その生産費といふものを厳格に帳簿にしているかどうかといふことについて疑問があるわけでございます。これも、これらの点につきましては、なお研究いたしますれば方策はないこともないと考えられますので、先ずその点が一つ、それからもう一つは玉糸を買入れますと、三十億の基金では不足になりせんか、あれは生糸を買いますだけのつもりで算出したました基金でございますが、基金を殖やす必要があるのではないか、この点につきましては、もう少し財政当局と相談しなければならぬと思つて、そういうふうな点にございまして、調査しなければならぬ点にございまして、輸出向けの二百二十五中の玉糸を将来

買上げるといふことにつきましては、好意を以てするよう努力する、こういう段階でございます。

○鈴木強平君 最高最低価格をきめることは繭糸価格安定法の中に謳つてゐるわけですが、第三条二項に……

「委員長退席、理事清澤俊英君着席」

特に玉糸は輸出関係で清算市場に載つておる、従つて玉糸の最高、最低価格をきめることは少くとも毎月これをきめて、当然農林省としては告示しておるはずだと思つて、従つて玉繭がその生産過程においてどういふ関係であらうと、最高最低価格はすでに決定せられておるはずで、言換へれば格差金をそれに増減すればよい、明らかであると思つて、政令で出すことができると思ふ。政令で出すことができておるから、従いまして玉糸の最低最高価格はすでに毎月農林省が告示することになつております。従つて最高最低価格については何らここに疑義がない。ただ買入の対象になるかどうかといふのが問題であると思ふ。

買入の対象といふ場合に考えますと、過去二カ年においては何ら発動されたことがない。買入の発動をしたことがない。今後最高を如何に抑えるかといふ心配があつても、まさか最低を割るとは考えておられない。政府でその見通しの上に立つてしなければならぬと思ふ。すでに三十億の金がある以上は、

買上げるといふことにつきましては、好意を以てするよう努力する、こういう段階でございます。

○鈴木強平君 その最高最低価格をきめることは繭糸価格安定法の中に謳つてゐるわけですが、第三条二項に……

ん。従いまして玉糸につきましては、糸価と直接の関係が薄いという関係で、あの繭糸価格安定法を施行いたしますときには玉糸は除いておつたのであります。その後の情勢を見ておりますと、相当輸出にも向くようでありまして、只今のところは輸出に向きます二百二十五中につきましては買上を考慮いたしております。但しこの買上につきましては、その最高最低価格をきめなければなりません。それがきめられる基準は、この法律で生産費をきめる基準にいたすてゐます。それで玉糸の生産費といふものが調査できるかどうかといふことに疑問があるわけでございます。御承知の通り玉繭といふものは、玉繭を作る目的で玉繭を作るのとはございせんので、玉繭の生産費といふものをどういふふうにして調査したらいいかといふことが一つ、それから製糸の過程におきましても非常に零細の企業でございまして、その生産費といふものを厳格に帳簿にしているかどうかといふことについて疑問があるわけでございます。これも、これらの点につきましては、なお研究いたしますれば方策はないこともないと考えられますので、先ずその点が一つ、それからもう一つは玉糸を買入れますと、三十億の基金では不足になりせんか、あれは生糸を買いますだけのつもりで算出したました基金でございますが、基金を殖やす必要があるのではないか、この点につきましては、もう少し財政当局と相談しなければならぬと思つて、そういうふうな点にございまして、調査しなければならぬ点にございまして、輸出向けの二百二十五中の玉糸を将来

買上げるといふことにつきましては、好意を以てするよう努力する、こういう段階でございます。

○鈴木強平君 最高最低価格をきめることは繭糸価格安定法の中に謳つてゐるわけですが、第三条二項に……

「委員長退席、理事清澤俊英君着席」

特に玉糸は輸出関係で清算市場に載つておる、従つて玉糸の最高、最低価格をきめることは少くとも毎月これをきめて、当然農林省としては告示しておるはずだと思つて、従つて玉繭がその生産過程においてどういふ関係であらうと、最高最低価格はすでに決定せられておるはずで、言換へれば格差金をそれに増減すればよい、明らかであると思つて、政令で出すことができると思ふ。政令で出すことができておるから、従いまして玉糸の最低最高価格はすでに毎月農林省が告示することになつております。従つて最高最低価格については何らここに疑義がない。ただ買入の対象になるかどうかといふのが問題であると思ふ。

買入の対象といふ場合に考えますと、過去二カ年においては何ら発動されたことがない。買入の発動をしたことがない。今後最高を如何に抑えるかといふ心配があつても、まさか最低を割るとは考えておられない。政府でその見通しの上に立つてしなければならぬと思ふ。すでに三十億の金がある以上は、

買上げるといふことにつきましては、好意を以てするよう努力する、こういう段階でございます。

○鈴木強平君 その最高最低価格をきめることは繭糸価格安定法の中に謳つてゐるわけですが、第三条二項に……

ん。従いまして玉糸につきましては、糸価と直接の関係が薄いという関係で、あの繭糸価格安定法を施行いたしますときには玉糸は除いておつたのであります。その後の情勢を見ておりますと、相当輸出にも向くようでありまして、只今のところは輸出に向きます二百二十五中につきましては買上を考慮いたしております。但しこの買上につきましては、その最高最低価格をきめなければなりません。それがきめられる基準は、この法律で生産費をきめる基準にいたすてゐます。それで玉糸の生産費といふものが調査できるかどうかといふことに疑問があるわけでございます。御承知の通り玉繭といふものは、玉繭を作る目的で玉繭を作るのとはございせんので、玉繭の生産費といふものをどういふふうにして調査したらいいかといふことが一つ、それから製糸の過程におきましても非常に零細の企業でございまして、その生産費といふものを厳格に帳簿にしているかどうかといふことについて疑問があるわけでございます。これも、これらの点につきましては、なお研究いたしますれば方策はないこともないと考えられますので、先ずその点が一つ、それからもう一つは玉糸を買入れますと、三十億の基金では不足になりせんか、あれは生糸を買いますだけのつもりで算出したました基金でございますが、基金を殖やす必要があるのではないか、この点につきましては、もう少し財政当局と相談しなければならぬと思つて、そういうふうな点にございまして、調査しなければならぬ点にございまして、輸出向けの二百二十五中の玉糸を将来

買上げるといふことにつきましては、好意を以てするよう努力する、こういう段階でございます。

○鈴木強平君 最高最低価格をきめることは繭糸価格安定法の中に謳つてゐるわけですが、第三条二項に……

「委員長退席、理事清澤俊英君着席」

三年前の法律を今以て同じ考えで買入の対象にならんから、玉糸は今直ぐ入れられないということは納得できないと思うのです。

○政府委員(寺内祥一君) 最高価格をきめますのは、蕪糸価格安定法の第七条で規定しております買入をする生糸だけに限つておるのでありまして、先ほど申上げましたように、生糸でも格の悪いもの、格のいいもの、即ち七条の対象にはならない生糸につきましては、最低価格、最高価格はきめないことになっておりますから、只今買入の対象になつておらない玉糸につきましては、最高価格、最低価格はきめておりません。

○鈴木強平君　そうしますと、第三条の二項というのはどういのですか。

標準生糸以外の生糸の最低最高価格
は……。

○政府委員（寺内祥一君）　ここで申します標準生糸と申しますのは、二十一中のA格でございます。それ以外の標準生糸以外の生糸と申しますると、二十一中のB格、C格でありますとか、つまり二十一中の2、3A、BC格、それから十四中のものは全部ということでありまして、それに対する格差金はきめますけれども、買入の対象にならない生糸につきましては、それをきめないことになっております。その買上げます生糸につきましては、繭糸価格安定法施行規則の第一条で規定しております、二十一中におきましては3AからC格まで、十四中においては4AからB格までであります。

○鈴木強平君　この間大臣に業者が陳情したときに、大臣は玉糸の最高最低がないなんておかしいというよりな、

勿論これは御調査が十分でなかつたからであらうと思うのですが、農林関係においては常識的には玉糸の最高最低がないことは、我々もまあ初めて見て知り得たくらいですが、これについて今度の生糸年度までに最高最低を作つて、まさか買入の対象と言ひましても、今年一年間に買入になるようなことは何としても考えられない。なぜなら、つゝこの間まで最高をどうして抑えようかという法律案まで出そうとしたくらいでありますから、これについて大臣としてのお考えを、これが実行されるかどうかは別といたしまして、現在お持ちになつているお考えを御発表願へば……。

○國務大臣(保利茂君) 先日業界のかたにお目にかかりましたときに申上げましたのは、先般来、糸価安定、輸出振興に關する特別の立法措置を講じたという趣意の下で研究をいたしておりまして、なか／＼もた／＼してこれがかどりませんが、その中に玉糸といふものはどういうふうに考えておるかということをごさしましたから、玉糸は無論生糸でございますし、生糸であります以上は、而も相當大事な輸出部門を占めておるわけでございますから、おろそかな取扱いは絶対にいたしません、こういうふうにまあ申上げておつたわけでございます。今お話のほど多少又趣きが違ひますけれども、御趣意の点は十分考へるようになしたいと考えております。

○鈴木強平君 只今蚕糸局長から御説明がございましたが、まあ我々の考えたのは、この法案を見ていわゆる輸出生糸については最低を作るとそれに標準糸として二十一中のAをとなつたと

かようにまあ立法の精神から考えておつたわけでございますね。法律の趣旨から見れば、かように考えて差支えないと思う。それを敷衍すれば、少くともこの年度までには作らなければならぬといへば、先ほど蚕糸局長のお話では、さうなことは当然であるけれども、予算措置がないから今は将来に属する問題であるように伺つておりますが、その点についてもう一度御答弁願いたいと思ひます。

○政府委員（寺内祥一君） 玉糸につきましては、只今大臣からも御答弁があつた通り、改正法の場合は玉糸も生糸と同じように取扱つてもりでござい

いますが、現行の礦糸價格安定法におきましては、先ほど御説明申上げましたように、先ず買入を対象とする、いわゆる七条の規定を入れませんかと最高最低をきめないことになっております。買入をすることをきめましたら当然最高最低をきめなければなりません。

ん。先ず買入の規定をするということ
が先決問題でございます。これは審議
会の意見をも聞きますが、只今申しま
した通り、輸出に向く玉糸につきまし
ては、買入の規定をいたすように至急
努力いたしたいと考えております。

○鈴木強平君 大体これで終えますか
ら、他のかた質問をして下さい。

○関根久蔵君 只今お話の玉糸の問題
ですが、今度の輸出確保のための安定
法の改正案のうちに、さようなお考え
のようなことを入れるお考えはないの
ですか、入れることはできないのです
か。

○政府委員(寺内祥一君) 今回の蔵糸
価格安定法の改正案の中にはまだ入れ

ておりませんですが、それは先ほど申し上げましたような、生産費をどうするとか、或いは基金をどうするとかいいう点が解決いたしますれば、若しも提案になりますれば、その中へ入れてもいいと思います。法律は改正する必要はないのでございます。玉糸を買い上げ入れます場合は、これは先ほど申し上げました施行規則の買い入のところへ玉糸二百二十五中の玉糸と、こう入れればいいのですから、法律の改正の必要はないのでございます。買い入の対象として……。

○関根久藏君 それはできないのですか、入れないのですか。

○政府委員（寺内祥一君）輸出用については入れるつもりであります。但し先ほど申上げました生産費をどういふふうにして計算するか、或いは基金等の問題について多少考えなければならぬ面もございますけれども、我々といえしまでも輸出用は入れたい、こう考えております。

○関根久蔵君 それから今日先の問題で、もう少し経つて見るという春の蕨が出て来ると思うのですが、購蕨資金の問題について、日銀のスタンプ手形制度、あれが今のところ何だか非常な問題にもや／＼しておつて、昨年の四〇％くらいだと、こういうふうなお話がもつぱら伝わつておるのですが、現在の状況はさうであるかどうか。

○政府委員(寺内祥一君) この問題につきましては、先週の木曜日でしたか、金曜日でしたか、私日銀に参りまして交渉いたしました、が、農林省側といたしましては、購置資金についてスタンブรูป形を前年と同様にやつてもらいたいという申入を、政策委員及び

日銀の事務当局、総務部長、営業部長に申込んだのでございますが、そのときの向うの回答といたしましては、この問題については只今検討中である、まだ日銀としての案はまとまつておりません、もう少し検討して案がまとまりましたら御相談いたしますというのを言つておりましたが、その後親善協会の、業界の代表が話しに来ましたときには、これは何か總裁に会つたようでありましたが、只今金融引締をやつている状態であり、又輸出増進という観点から多少検討し直さなければならぬいということを申したそうでありますが、私と日銀当局との正式の交渉といたしましては、私のほうからは前年度通りやつてもらいたいという提案をいたしました、向うでは研究中であります。まだ案はまとまつておらんというのであります。

○國務大臣(保利茂君) ちよつと私からも……その点は私も心配いたしました。おりまして、かなり日銀では輸出増強という点に極力集中をして金銀操作をしようとしておるわけでございますけれども、購辦資金の問題は、もうそれだけに集中されて締められるというところは非常に賛意農家に及ぼす影響も重大でございますから、私も政策委員の一人でもありまして、特にその理解と尽力方をお願いいたし、或る程度の縮減は免れ得ないかと存じますけれども、相当の含みを持つて考えてくれるのではないかと私は期待をいたし、又今後努力しなければならぬと、かように考えております。

○関根久藏君 いろいろ御心配を願っておりますことは感謝申し上げますが、是非或る程度の縮減というような

ことなしに、まあ輸出生糸のみに適用するのだという、そういう考え方が、私は日銀が何してもこの蚕糸業が値が高くて輸出をしないのだから、さっぱり外貨獲得に役をせんのだ、そんなものは構わんと、こういうふうな考え方があると思うのですが、そういうことは非常にこれは我が国の蚕糸業にとつて、勿論輸出の出来ないことはあながち生産者の何ではないのでありますから、いろいろな事情から言つてさうなことになるのでありますから、是非大臣から、少くとも一つ昨年通りに実施をしてもらうように切に一つ御心配を願いたいと思つております。それから政府のアメリカにおける可燃性織物の禁止の問題ですが、これは先頃以来大問題になりました、先般き本会議で戸叶さんが緊急質問されました。或いは外務大臣、農林大臣、通産大臣等のこれが対策につきましても御答弁があつたのであります、その後もう時日も相当経過しております、又仮に七月一日から実施されるといたしますと、目下の間におきまして外交交渉の状況はどんな程度になつておりますか。あれが特例を認めてもらうように進んでおりますか、どうですか、その間の状況を承わりたいと思ひます。

○政府委員(吉岡千代三君) お話の通りに、この問題は日本の輸出貿易並びに内需の関係業者にとりまして大きな問題でございますので、外務省を通じて、できるだけ限りの広い範囲に亘つて適用除外をしてもらいたいということを中心交渉をいたしてあります。只今までのところでは、ハンカチーフにつきましては十七、ハインチ平方程度以下のものについては、これは衣料でないという解釈の下に適用除外される見込みが大であるということをお願いしております。それから繊維物につきましては、これはその用途が向うにおいて衣料以外、例えば綿織材料その他の生産資材でありますとか、或いはアクリルセラーでありますとか、衣料品以外の用途に使用されるということがはつきりしてある場合、それから衣料に使用される場合におきまして、先方において不燃加工をして、この法律に違反しないというところを契約その他において明確にしてある場合におきましては、本法の適用を受けないということになります。ただ一番問題になりますのは、この製品のうちの約六割を占めますスカーフでございます、これは従来扱ひとしては衣料という扱ひになつておるようでございますが、この法律が帽子とか、手袋とか、履物類というように取外しのしやすいものは除外例を設けておるという趣旨から申しましても、スカーフ等はそれ以上に簡単に取外しができるのであるから、適用除外してもらいたいという趣旨の下に交渉いたしてあります。ただその結果につきましては、ただ確定的な結論は得ていないわけでございます。

○關根久蔵君 数日前の新聞に、どこそこの試験所で不燃性のような薬品を溶かしたものを作つて、それをアメリカのほうに試験に送つたというやうな記事が出ておつたのですが、さうな事実があるのですか、どうですか。○政府委員(吉岡千代三君) 不燃加工につきましては、国立の繊維工業試験所並びに神奈川県立工業試験所におきまして研究を進めておりました、テスト・ケースとして国内においても試験をいたし、更にアメリカに送りまして試験をしてもらつております。なおその他一般的に広く最も適当な案を集めます意味におきまして、二十九年年度の試験研究補助金の受付が、一般には本年の二月末を以て締切つておるんであります、これに關する研究につきましては、特に今月いっぱい受付けることにいたしまして、最もよい案を広く集めることにいたしたいという措置をとつております。それにつきまして若干の報告も得ておりますが、この問題は先ほども申しましたように、只今適用除外の申入をしておるといふ関係もございまして、この際としてはその辺との関連において微妙な関係がございまして、又仮に技術的にこれが可能でありまして、何分このスカーフ等は、非常に値段も安いというところが一つは輸出の非常に多く出ているというやうな関係もございまして、その加工に要する費用の額によりましては、むしろ値付けの重いものを作るものと同一結果になるということでは、實際問題としてはこれは問題になりませんので、勿論基本対策をいたしましては今後とも研究すべきであると思ひますが、その結果につきましては、只今のところまだはつきりお答えをいたしかねる事情でございます。

○戸叶武君 この可燃性織物に關するアメリカの立法化に伴つて起る絹織物の輸出に對する障害に關する緊急質問を先般やつたのですが、まあその中で私たちが一番聞きたかつたのは、どうやつてこの除外例を設けてもらえるか

という点でありましたが、まあ今お答えの範囲内ではまだ余りはつきりしてないやうであるし、通産省のかたなり、農林省のかたなりこれ聞いてみて、今すぐ明快な御答弁を得られないのじやないかと思つておるのですが、問題はとにかく元三井なり、三菱なり、大きな会社でやつておるときにはああいうふうな情報というものは、もうすぐキャッチできたのださうであります、この間は私は名前をわざ／＼挙げたのは、とにかくワシントンにも二人、ニューヨークにも一人、通産省関係の有力者がおりまして、結局ああいう貿易関係に障害になるやうな法案が通つても、それが一年近くもわからないというやうな状況では、これはもう今後の輸出貿易振興の上において問題にならぬと思つておる。こういう点は外務省と共に、今日は通産省のかたも農林省のかたも来ておりますから、通産省なり農林省なりが真剣にやつぱりこれは考慮しなければならぬと思つたのですが、その後は通産省なり農林省なりが業者とも恐らくは話合ひ、又出先機関ともいろいろな連絡があつたと思ひますけれども、こういうふうな情報キャッチに對してどういふふうな手を打つかということでは、具体的に何か対策が立てられたでしようか。

○政府委員(吉岡千代三君) 只今御指摘の点は本会議におきましても大臣から申上げましたように、全くこれは私どももいたしまして何とも申訳のない点であると思ひます。ただ甚だ言訳がましくなると思ひますが、業界におきましても多数の商社が行つております。又その中には絹関係の何十年と向

うにおつて、ああいう人が行つてどうしてわからなかつたのだらうかというやうなことも、業界としても実は不思議に思つておるわけでございます。ただやはりこれはこの前申上げたかと思ひますが、アメリカの關係業界においても実は全然気が付かなかつたというやうな様子でございます、その一例を挙げますと、可燃性織物の試験をいたします試験の機械が法律できまつておるわけでございますが、これも今後の対策の意味で只今急いで輸入手続をいたしておりますが、これが最近におきまして非常に向うで値上りをしておる。又現物もなか／＼入手が困難である。その辺から考えましても、この法律がバブリック・セーフティ、保安関係の問題としてそういう面を取上げられましたやうな関係もありましたやうで、特に絹の關係にこれが適用されるというところは、向うの關係業界も気が付かなかつたというやうな事情もあるわけでございます。併しいずれにいたしましても甚だ申訳ない次第でございますので、この点につきましては、今後とも特に注意をいたすように連絡しておる次第でございます。

○戸叶武君 私の聞こうとしておるのは、過去の過ちに對する誤まりではなくて、今後の何かこれに對する対策が打立てられておるかという問題なのですが、これは何もワシントンの国会において立法化される前に、すでにロサンゼルスなり何なりその他の州において立法化されておるので、問題はすでに十年前から起きておるので、その進行過程に對しては非常に關心が払われていたけれどもなかつたはずなんです。そういう長期間における立法過程

を、あたかも偶然のことにように、而も日本においては非常な利害関係があるにもかかわらず、それがキヤッチできなかつたというの、情報を握る上において科学的な合理的な方式というものがとられていなかった。それは戦争によつていろいろの手が切斷されてゐるからそういう過ちが止むを得なかつたと思うのですが、この前者の轍を再び踏まないように、これからどういふふうにしてそういう情報をキヤッチして、日本の今後の貿易に障害にならないような立法化がなされるような場合に、例えば委員会を通つただけならば、大統領を介して拒否権の活用なり何なりで直ちに拒否することができるので、日米通商関係を円滑にさせる意味においても、やはり法律化された後において、これをひねつてみても、なか／＼実際は今後の経験でもわかると思いますが、非常にむづかしいと思うのです。そういう点で一つ、私は今度で懲りたと思ひますから、どういふふうな具体的対策を打立てられておるか、それを簡単に承わりたい。

○政府委員(吉岡千代三君) これはやはり国の関係におきましては、在外公館の陣容なり、人員をできるだけ整備する、その専門の適当な人を配置するという点によつて、極力御趣旨のような点に万全を期して参ることが必要であらうと思ひます。同時に、何と申しましても、在外公館の人数は僅少でございまして、やはりこういう面の情報、その他貿易上の取引の関係の情報を最も的確につかみましますためには、在外商社の貿易の第一線に立つております貿易商社の強化を図ることが必要であると思ひます。只今御指摘のよう

に、戦前のような有力な商社が現在のところございませぬ。ただ商社の数といたしましては、ニューヨーク等には相当数行つておりますが、いずれも一人とか二人とか、会社の数は多いけれども、実際に戦前のように一地方に一つの商社で数十人行つて、あらゆる情報を集めておる、こういう体制ができていないのではなからうか。その他いゝゆる過当競争というふうな面から申しましても、この際として貿易商社の強化を図ることが最も必要な手段かと存ぜられますので、この点につきまして、通産省といたしまして、今後の輸出振興対策の最も重要な一環といたしまして、この線に沿ういろいろな措置を進めておるような状態でございます。

○戸叶武君 この輸出の問題に関連がありますが、砂糖と生糸のリンクの問題は、今後どういふふうな形において續けて行きますか。

○政府委員(吉岡千代三君) 御承知のように、この問題はいろいろ政府部内においても議論があつたわけでございしますが、昨年の凶作並びに重要な生糸の輸出市場の維持という点等も考慮いたしまして、農林省とも打合せいたしまして、二月の十一日からリンクを開始したわけでございします。それでその後例のリベートの問題等が起りました、ニューヨークのシルク・カウンスルから抗議等もありましたので、二月二十四日にこれを停止いたしました。その後いろいろ政府部内でも打合せをいたしまして、リンクの事を半減し、なお組合に調整金をとるといふふうなこと、極力この弊害を避ける措置をとりました、三月の中頃であつたかと

思ひますが、これを再開したわけでございしますが、併しながら、これにつきましても、その後いろいろ数回に亘りましてシルク・カウンスルから意見があり、したわけでございしますが、我々もいたしましては、どうしても今生糸年度については、この制度が日本の生糸の輸出価格安定のためにも必要であるという趣旨を、輸出組合を通じて交渉いたしました結果、先週の金曜日に至りまして若干の希望のようなことを附加えまして了解をして来たわけでございまして、従いまして今後はこの趣旨によつて輸出振興の上にも相当好結果を得るものと考へてゐる次第でございます。

○戸叶武君 生糸の輸出振興に対してこの砂糖とリンクの問題も一つですが、インド等の例を見ましても、ほかの国でとにかく奢侈品なり、贅沢品なり、或いは国内産業を保護するという建前、或いは外貨の流出阻止というふうな点から、この絹織物等の輸入を阻止している面がありますけれども、その国の特産物なり、何なりとのリンクなり、何なりという形だと、まだ入つて行く余地が相当あるのじやないか、生糸輸出なんかに対してはつと多角的にこの輸出振興を考慮しなければならぬと思ひますが、政府側においてはこの生糸の輸出振興に対してどういふふうな何か創意、工夫というものが現在立てられておりますか。

○政府委員(吉岡千代三君) 私はやはりこの生糸につきましては、昨年の輸出不振はやはり凶作の關係等で相当糸価が高くなつた。これを或る程度モデルトなどところで安定させるということとが第一要件であると思ひます。それ

で、何と申しましても一般の輸出品のように生活必需品というわけには参らない面があるわけでございします。で、取引関係においてはその価格の安定を図ると同時に、極力宣伝と申しますか、そういう面に力を入れて行くことが必要であらうかと思つております。それで先ほど申し上げました、現在輸出組合でつております調整金は、こういう生糸の輸出振興のために使用するということにいたしたいと考へております。なお、これは実はまだ最終的に決定いたしておりませんが、絹物関係につきましては、これもリンク制の際に実はこれを適用したいという希望もあつたわけでございしますが、これは御承知のように生糸と異なりまして、競争国からのいろいろな摩擦面等も考へられますので、これにつきましては別個の振興措置を講じたいと考へまして、只今いろいろ打合せをいたしておりますが、まだ最終決定には参りませんので……。

○戸叶武君 もう農林大臣も逃げ出しましたから、余り……聞きたいと思ふことをもう一つだけ農林関係で聞きますが、先ほどから絹糸価格安定法の中へ玉糸を入れるか入れないかという問題で、農林省のほうの御答弁においては資金の問題と、この生産費の問題とがやはり一つの障害になつておるような点を述べていますが、これは率直なる御答弁だと思ひますけれども、この中小企業によつて作られるものの生産費の追求というものは非常にむづかしいと思ひますけれども、こういう問題こそどうしてもやはり工夫して積み上げて作らなければならぬのであつて、どうも中小企業だから生産費の問題

をつかまえることができないからと言つて放りつばなしにして置くことは、これは政府の一つの怠慢であるし、それから資金の問題が一応三十億という枠だから、この中へ玉糸を入れるとほかに響くから、そういう関係でできないという面も同情に値するのですが、この生糸輸出の場合を考へるときに、だん／＼輸出の内容が変化して行くということをやはり見つめて行かなければならぬので、戦争前においては絹の靴下が輸出の首位を占めて、而も戦後においてはナイロンの出現によつてそれが殆んど圧殺されてしまつた。そこで今度はスカーフだとか、ハンカチだとかいうアクセサリ的なものが輸出され、これが又今日受難に会つてゐると、こういうふうないろいろな波があるときに、玉糸がぐん／＼昨年は少し価格が高かつたから停滯したけれども、非常な勢いで輸出されようとして行くというこの傾向は無視できないので、アメリカ人の嗜好なり、何なりというものが、やはり体にべつたりつくところの、肌にくつつけてしまふ絹よりも、やはり玉糸を使つたところの織物のほうが歓迎されるというふうな傾向が生れたときに、これに乗じてやはりこの面の輸出を盛んにさせて行くというところの処置というものが必要なのであつて、こういうときにこそ応急措置を施して、この面の輸出振興を図らなければならぬときに、資金の問題で悩むがあるから、それから生産費の把握というものが困難だからというふうなことで躊躇していることは、これが本当の御役所仕事というものであつて、やはりこの情勢に対して敏感に乗つて行く態勢がや

はりできていないのだと思うのですが、こういうことに対して一応再検討して行くという考えはないかどうか、それを承わりたいと思います。

○政府委員(寺内祥一君) 只今の戸叶先生の御説誠に尤もだと思ひますので、先ほど申上げましたのは生産費の問題であるとか、危険の点についてまでも少し押さなければならん点があるけれども、將來輸出の振興を期待し得る物資であるから買上の対象に入れることについて努力すると、こう申上げておるわけであります。

○理事（清澤俊英君）戸叶君いいです
か。

○戸叶武君 それでは結構です。どうぞその点積極的にやつて下さい。

○理事(清澤俊英君) 玉糸の輸出対象としての買付を細則に入られる御意見を

がありました、これはあなたのおつしやる通り、極端に、我々別に面倒な

ことでないので、大臣も可及的早い機会に一つ細則を改訂追加して頂きたい

最後にもうひとつお伺いしますか。

といふのです。これに材料はいろいろ問題が起きているが、これは国内において関係を以て作つたもの

も、やはり可燃性のものができ上がる、それを禁止するという法律なので、

すか、どうですか、それを先ずお伺いしたい。簡単に……。

○政府委員(吉岡千代三君) その通りでございます。

○理事(清澤俊英君)　そうしますと、
何か今までの情報で、日本から入り

する絹糸を以て不燃性の織物をアメリ
カでは作り得る何があるのかないのか

そういうことをお伺いしますことは、

若しそういうものがないとするならば、将来生糸の輸出に非常な影響を持ちますと同時に、本年の生糸輸出というものが恐らく不可能という実質上の状態になりはしないかと思う。従つて折角規定した養蚕価格、生糸価格等を、まあ私は糸の価格というよりは、いろ／＼工夫せられて糸価安定法等を作つて輸出を増大するという取計らいをしておられるそのこと自身が総崩れになつて、非常な糸価の下落をみて、生産農民が、繭の生産者が非常な迷惑をこうむりはせんかという、こういうようなことが懸念せられるのでありますが、この点に關して蚕糸局長はどう見通しを付けておられるか。同時に纖維局長から、本年の生糸輸出について、かような状態に対して如何ような御所見を持つておられるか、両方からお伺いしたい。

○政府委員(寺内祥一君) 私が了解いたしておるところによりますと、アメリカが生糸を輸入いたしました、国内で織ります絹織物につきましては、これは可燃性織物の範圍に入らないというものができると思つております。要するに可燃性織物に入りますのは、大体只今のところでは四匁以下の軽日羽二重でございますから、これは日本が生産してアメリカが輸入するのでありますから、アメリカの業者でこの織物というものは全然やつてないことではないかと思ひますが、日本から入り出す生糸は主としてそれ以上の木綿物でありますから、生糸の輸出そのものにつきましては、今回の可燃性織物の枠止はそう影響はなからうと思ひます。但しその軽日羽二重の生産方面にはす

大きな影響があるというふうに了解いたしております。

○政府委員(吉岡千代三君) 生糸の関係につきましては、只今蚕糸局長からお答えの通りだと思ひます。それから絹織物で軽目の輸出を相当いたしておりますが、これは主として帽子等に付けますアークセサリーでありますとか、或いは花嫁用のベールでありますとか、これは適用除外、適用除外ではございませんが、検査の方法が非常に簡単になつております。それからその他絹織材料でありますとか、そういう関係もありまして、スカーフは六、七年前までは向うで作つておつたものが非常に多かつたのでございますが、その後軽目のもの、これは一つは値段の関係もありまして、軽目のものにずつと移行して参りました。現在では大体日本で作りました、製品にして出しているものが大半になつてゐると承知いたしております。従ひまして全体として生糸なり、絹織物の輸出に致命的な影響を及ぼすということもないのではなからうと思ひます。併し相当の影響がある虞れがあるということとは事実でございますので、そういう趣旨の下に只今交渉をいたしておる次第でございます。

○戸叶武君 簡単な質問ですが、この新聞に出たのは、不燃性の何か液体の発明が問題になつて、アメリカのほうへ飛行機で問合せをいふというふうな記事内容だと思ひますが、問題はその可燃性のものを不燃性にすることができると思ひますが、絹の歡迎される唯一の理由は、やはり軽くて肌触りの点だと思ひますが、そういう点を毀にしまつては、どんな可燃性のものを

不燃性にしても役に立たないと思ひます。が、その液なり何なりをこちら側で研究したときは、その点はどうでしたか。

〔理事清澤俊英君退席、委員長清席〕

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど申上げましたように、不燃加工の問題の最も重要なポイント、御指摘の絹の持ち味を毀さんかどうかという問題であります。それからこれにどのような費用がかかるかという点だろうと思ひます。従ひまして、それらの点を最も重要なポイントとして研究いたしておるような次第であります。

○戸叶武者 絹織物の輸出の問題で、私はいろいろ外国の嗜好が變つて来るので、いろんなそういう工夫が必要であるということ強調しましたが、もう一つはやはり絹の輸出路を我々が開拓して行くと同時に、今、日本で高級な自動車なり、或いは砂糖なり、何かまでいろいろ買入れて、輸出を盛んにしなければならぬというふうに工夫されておられるが、生糸の面においては、その点が少し足りない点があるので、例えば東南アジアみたいな安い品物でなければ買わぬところには、結局安品物よりは売れる手はないというよきな一つ覚えをやつておるけれども、やはりその中には非常な上廻階級があるもので、日本の絹のよきというものに比べてわかつていながらも、国家の施策で阻止されている。併し例えばインドなんかですと、カシミヤのシヨールなんかですと、いろいろな毛織物なり、あれは高級品であるけれども、ああいり特産品を日本で買つてくれるならば、それパーター式に日本の高級な絹織物も買

ので、日本の国内においては贅沢品といふものをだん／＼抑えて行かなければならないかも知れないけれども、日本の特産品の中に、どうしても外国に売出しでもしなければ、西陣の織物のようなものは結局は減んで行つてしまふのではないかということが問題になつておるので、そういう絹製品の中でも高級品は外国に輸出する場合においては、外国からそれと見合ふようなものをやはり或る程度までは買入れても、そういうことを幾らかやつて行くことが、例えばインドと日本との間においては、日本とインドの貿易関係だけじゃなくて、文化交流の点においても、技術交流の点においても、それから親善関係を結ぶ点においても非常によいのじやないかと思ひますが、そういうような面で日本の絹関係の高級織物を保護し、或いは輸出奨励するといふ段に立つて、何か特殊な配慮をなしておる点がありますですか。

○政府委員(吉岡千代三君) この通商協定を結びますには、そういう品目別の枠を作るという場合が通常多いわけでございますが、大体これは原材料でありますとか、生活必需品というふうなものを中心になる場合が大部分であると思ひます。ただ先般の日英会談等で若干不要不急と申しますか、そういうものを先方のほうの希望で受入れたいという例はございますが、これは全体として、御承知のように前年に比べて六、七割というふうに、非常に貿易の規模を拡大したというふうな代償的な関係もございまして、これを受けておるような次第でございますが、只今までのところ生糸或いは絹織物に

つきまして、そういう品目別の枠に入れたような実例は余り多くないと思ひますが、今後におきまして、相手国によりまして、そういうことが可能なような場合には、その点を十分十分考慮いたしまして、できるだけ生糸、絹製品の出産増大に資したいと思ひます。

○關根久藏君 いろいろお話を承わつておると、随分法律がいろいろやかましいようですが、一つ可燃性物禁止法の日本訳の法律をお出し願ひたい。

○政府委員(吉岡千代三君) 承知いたしました。

○委員長(片柳眞吉君) それでは今日はこれで散会いたします。

午後六時十一分散会

四月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国有林野法等の一部を改正する法律案

国有林野法等の一部を改正する法律案

国有林野法等の一部を改正する法律案

(国有林野法の一部改正)

第一条 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第七條・第八條)」を「(第七條―第八條の四)」に改める。

第三章中第八條の次に次の三條を加える。

(無償貸付等)

第八條の二 農林大臣は、国有林野を左に掲げる施設の用に供するため、地方公共団体、水害予

防組合、水害予防組合連合、土地改良区、土地改良区連合、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合に対し貸し付け、又は使用させるときは、政令の定めるところにより、その貸付又は使用の対価を、無償とし、又は時価よりも低く定めることができる。

一 林道又は農道

二 水道施設又は用排水路

三 水害又は火災の予防施設

四 船舶揚場、水産物干場又は漁具干場

五 その他公用、公共用又は公益事業の用に供する施設で政令で定めるもの

2 前項の規定により国有林野を無償で貸し付け、又は使用させる場合には、国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

第八條の三 農林大臣は、国有林野を当該国有林野の所在する地方の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住する者の共同の利用に供するため左に掲げる土地として貸し付け、又は使用させる場合において、これらの者の生業の維持又は農林漁業経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その貸付又は使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

一 放牧地又は採草地

二 ため池又は用排水路の敷地

三 林道又は農道の敷地

四 その他農林漁業の用に供する共同利用施設で政令で定めるものの敷地

(貸付等の対価の減免)

第八條の四 農林大臣は、国有林野を当該国有林野の所在する地方の農林漁業の用に供するため貸し付け、又は使用させている場合において、風水害、冷害等の災害で異常、且つ、広範囲なものにより、その借受人又は使用者が、当該国有林野の貸付又は使用の対価を納付することが著しく困難であると認められるときは、これらの者に對しその困難の程度に応じて当該貸付若しくは使用の対価を減じ、又はその支払を免除することができる。

第二十一條の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「使用の対価を徴しない旨の定をする」を「使用の対価を徴しない旨の定めをし、又は使用の対価を時価よりも低く定めること」に改める。

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條の二 第十八條の規定により国有林野を使用させている場合には、第八條の四の規定を準用する。

(国有林野整備臨時措置法の一部改正)

第二條 国有林野整備臨時措置法(昭和二十六年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「公布の日から起算して三年を経過した時に」を「昭和三十三年三月三十一日限り」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、保安林整備臨時措置法案(予備審査のための付託は三月二十二日)

一、国有林野法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十三日)

四月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

な発展の条件を整備するための集約酪農地域の制度及び生乳等の取引の公正を図るための措置を定め、もつて酪農振興の基盤を確立することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生乳」とは、しほつたまの牛乳(次項の省令で定める方法による処理を完了していない牛乳を含む)をいう。

2 この法律において「集乳事業」とは、生乳を集荷する事業をいい、「乳業」とは、生乳に省令で定める方法による処理をして飲用牛乳とする事業及び脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳又は政令で定めるその他の乳製品を製造する事業をいう。

第二章 集約酪農地域の指定

第一節 集約酪農地域の指定

第三条 農林大臣は、その区域内の農業の発達を図るため酪農を振興することが必要と認められる一定の区域を、その区域を管轄する都道府県知事の申請に基づき、集約酪農地域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請をするには、同項の指定を受けようとする区域につき、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項について酪農振興計画を定め、これを申請書に添えて、農林大臣に提出しなければならない。

一 乳牛の飼養頭数の増加に関すること。

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

酪農振興法案

二 飼料の自給度の向上に関する
こと。

三 集乳事業及び乳業の合理化に
関すること。

四 その他政令で定める事項

3 第一項の規定による指定は、その区域が合理的な酪農経営の成立のために必要な左に掲げる要件を備え、且つ、前項の酪農振興計画がその区域における酪農の振興の方法として適当であると認められる場合でなければ、してはならない。

一 その区域における農用地の利用状況、農業労働条件その他乳牛の飼養に関する条件が、政令で定める基準に適合するものであること。

二 その区域における輸送条件その他その区域内で生産される生乳についての集乳事業及び乳業の成立のための条件が、政令で定める基準に適合するものであること。

(集約酪農地域の区域の変更)

第四条 農林大臣は、都道府県知事の申請に基づき、集約酪農地域の区域を変更することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(酪農振興計画の変更)

第五条 都道府県知事は、第三條第二項の酪農振興計画を変更しようとするときは、省令で定める手続に従い、農林大臣の承認を受けなければならない。

(指定の解除)

第六条 農林大臣は、集約酪農地域が第三條第三項に掲げる要件を欠

くに至つたときは、集約酪農地域の指定を解除しなければならない。

2 農林大臣は、集約酪農地域につ

いて第三條第二項の酪農振興計画を達成することができないと認められるときは、都道府県知事の意見を聞き、集約酪農地域の指定を解除することができる。

(指定の告示等)

第七条 第三條第一項の指定、第四條第一項の区域の変更又は前條の指定の解除は、告示してしなければならない。

2 第三條第一項の規定による集約酪農地域の指定があつたときは、都道府県知事は、当該集約酪農地域についての酪農振興計画の概要を公告しなければならない。当該酪農振興計画を変更した場合におけるその変更の概要についてもまた同様とする。

(助成)

第八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、都道府県に対し、第三條第二項の酪農振興計画を実施するために必要な経費を補助することができる。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画を実施するために必要な資金の融通のあつた旋その他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 集約酪農地域における草地の利用

(草地改良計画)

第九条 都道府県知事は、酪農振興計画に基づき、毎年度、省令の定めるところにより、その計画に係る集

約酪農地域の区域内にある草地(農地以外の土地で主として養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。)について、当該年度における改良予定面積、改良の方法その他草地の改良又は保全に關し必要な事項についての市町村別の計画を定め、これを公表しなければならない。

(都道府県又は市町村の行う草地改良事業)

第十条 都道府県又は市町村は、前條の規定により定められた計画を達成するため必要があるときは、その区域内にある草地につき左に掲げる事業(以下「草地改良事業」という。)を行うことができる。

一 かんがい排水施設、牧道その他草地の保全又は利用上必要な施設の施設又は変更

二 草種及び草生の改良

三 その他草地の改良又は保全のため必要な事業

2 都道府県知事又は市町村長は、草地改良事業を行うときは、あらかじめ、一定の地域を定め、その地域について行うべき草地改良事業計画その他必要な事項を定め、その地域内にある草地の所有者及び当該草地につき地上権、永小作権、質権、賃借権又は政令で定める使用収益の権利を有する者に通知し、その同意を得なければならない。

3 前項の通知を受けた者が通知を受けた日から二十日以内に、都道府県知事又は市町村長に対し、その所有し、又は使用収益する草地

についての同項の通知に係る草地改良事業を実施することに同意しない旨の書面による申出をしなかつた場合には、その者は、当該期間の満了の時に、その実施に同意したものとする。

4 第二項の草地改良事業計画に係る草地の一部について前項の同意しない旨の申出があつた場合において、その申出に係る草地を除いてもその草地改良事業計画の実施に重大な支障がないときは、都道府県又は市町村は、その草地を除く第二項の地域内の草地について、当該草地改良事業計画に基づく草地改良事業を行うことができる。

5 都道府県又は市町村が行つた草地改良事業により生じた施設の維持管理に關し必要な事項については、条例の定めるところによる。

6 第二項から前項までの規定は、都道府県又は市町村が集約酪農地域の区域内にある草地又はその保全若しくは利用上必要な施設につき災害復旧事業を行う場合に準用する。

(草地の形質変更の届出)

第十一条 集約酪農地域の区域内にある草地につき政令で定める開かん、造林その他の行為をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事に届け出なければならない。

第三節 集約酪農地域における集乳事業及び乳業

(酪農事業施設の設置)

第十二条 集約酪農地域の区域内において、集乳事業施設又は乳業施設で政令で定めるもの(以下「酪農事業施設」という。)を新たに設置しようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請が左に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 当該酪農事業施設の設置場所が集乳事業又は乳業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。

二 当該酪農事業施設が効率的であり、且つ、その能力が当該集約酪農地域における生乳の供給量に應ずることができるものであること。

三 当該酪農事業施設の設置によつて当該集約酪農地域の全部又は一部につき酪農事業施設が著しく過剰とならないこと。

四 その他当該酪農事業施設の設置が当該集約酪農地域についての酪農振興計画に適合するものであること。

(酪農事業施設の届出)

第十三条 第三條第一項の規定による集約酪農地域の指定があつた場合において、その指定の際現にその区域内において酪農事業施設を設置している者は、その指定があつた日から三十日以内に、省令の定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(酪農事業施設の変更)

第十四条 集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき省令で定める変更をしうとする

書を提出したところ、青森管林署においては十分な調査も行わず、かつ、孤立田地であるにもかかわらずこの地は集団地で施業上必要であると強弁して売渡しを拒否しようとしているから、当部落の森林状況ならびに生活の実状を視察の上、適切妥当な措置を講ぜられたいとの請願。

第二二五四号 昭和二十九年四月七日受理

請願者 福島市杉妻町一五 田原徳

紹介議員 松平 勇雄君

昭和二十九年年度において政府は、健全財政確立のため、資金政策の一環として、購置資金として毎年貸出していたスタンブ手形による貸出を強力に引き締めるようになり、購置資金は農村金融である関係上、満代金が円滑に支払われなければ、養蚕農家のこうむる影響は深刻であるばかりでなく、養蚕意欲が阻害され、繭取引も混乱する結果となるから、昨年度同様購置資金を円滑に貸し出すよう取り計らわれたいとの請願。

第二二五七号 昭和二十九年四月八日受理

請願者 長野県議会議長 下平 晒四

紹介議員 羽生 三七君

近時次第に普及しつつある保温折衷苗代が、水稻の冷害対策及び二毛作化促進、労力調整等に、もたらす効果を実証しているから、食糧増産施設を強力

に推進して、国内食糧の自給度を高めるために、昭和二十九年以降においても、引き続き保温折衷苗代設置に要する温床紙購入費に対して、国庫補助せられたいとの請願。

第六一〇号 昭和二十九年四月九日受理

請願者 山梨県議会議長 小林昌治

陳情者 山梨県議会議長 小林昌治

木炭公営検査の重要性にかんがみ、県営木炭検査費の一部に対し国庫から補助し得る立法措置を講ぜられたいとの陳情。

第六一五号 昭和二十九年四月十日受理

請願者 秋田県議会議長 洪谷倉蔵

陳情者 秋田県議会議長 洪谷倉蔵

この陳情の趣旨は、第六一〇号と同じである。

昭和二十九年五月十四日印刷

昭和二十九年五月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局